

釜石市男女共同参画推進プラン（案）

平成21年1月

釜 石 市

釜石市男女共同参画推進プラン

目次

市長あいさつ

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の基本目標	2
3 計画の性格	3
4 計画の期間	3
第2章 計画策定の背景と経緯	5
1 世界の動き	6
2 国内の動き	6
3 県内の動き	7
4 釜石市の取組み	7
第3章 施策の体系	9
第4章 計画の内容	13
基本目標Ⅰ お互いを尊重する意識づくり	14
(1) 人権と個性の尊重する教育の充実	
(2) 固定的な性別役割分担意識の是正	
(3) 性と生命の尊重	
(4) 女性に対するあらゆる暴力の根絶	
基本目標Ⅱ 調和のある家庭生活と社会生活	19
(1) 共に支え合い、責任を分かち合う家庭づくり	
(2) 子育てにやさしい環境づくり	
(3) 働き方の見直し	
基本目標Ⅲ 安心して暮らせる環境づくり	22
(1) 生涯にわたる心と身体の健康づくり	
(2) 高齢者や障がいのある人などが自立して生活をおくるための支援	
(3) ひとり親家庭などが自立して生活するための支援	
基本目標Ⅳ 男女共同参画のまちづくり	26
(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進	
(2) 市民との協働による男女共同参画のまちづくり	

(3) 国際理解・国際交流への参画の促進

第5章 計画の推進	31
1 推進体制の充実	32
2 計画の進行管理	32
参考資料	33
国内外の動き	36
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	38
男女共同参画社会基本法	44
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	48
岩手県男女共同参画推進条例	56
男女共同参画社会に関する市民意識調査	60
釜石市男女共同参画推進協議会名簿	69
釜石市男女共同参画推進会議名簿	69
釜石市男女共同参画推進会議小委員会名簿	69

第 1 章 計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

日本国憲法には「個人の尊重」や「法の下での平等」がうたわれ、すべての国民に基本的人権を保障しています。

また、昭和60年（1985年）に批准した「女子差別撤廃条約」は、「女子に対する差別は、権利の平等と人間の尊厳に反するものであり、政治・経済・文化等あらゆる分野における女子差別を撤廃するため必要な措置をとること」を定めています。

釜石市では、憲法の精神と女子差別撤廃条約の理念を基本的な考え方とし、自分らしい生活を実現するための指針として、平成10年「男女共同参画プランかまいし21」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んできました。

その後、平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会の実現は我が国社会を決定する最重要課題として位置付け、5項目の基本理念と、行政と国民それぞれが果たさなくてはならない役割を定めました。

岩手県においても、平成14年10月には県としての強い意志表明と地域特性に応じた男女共同参画施策を推進するための根拠を明確にする「岩手県男女共同参画推進条例」を制定しました。

さらに、国では、平成13年に「配偶者暴力防止法」を、平成15年には「次世代育成支援対策推進法」を制定し、男女共同参画の推進に大きな展開が見られました。

このような男女共同参画社会の形成に向けた法令、制度等との整合性を図るとともに、「新男女共同参画プランかまいし21」の計画終了に伴う検証結果を踏まえ、釜石市では、今後の男女共同参画施策をより総合的かつ効果的に推進するため、新たな計画を策定することにいたしました。

2 計画の基本目標

「男女共同参画社会」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会です。

釜石市の新たな計画では、次の4つの基本目標を設定し、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現をめざします。

- I お互いを尊重する意識づくり
- II 調和のある家庭生活と社会生活
- III 安心して暮らせる環境づくり
- IV 男女共同参画のまちづくり

また、目標達成のため、次の視点到配慮します。

- 1 男女の人権を尊重する視角
- 2 男女の性別役割分担意識の是正をめざす視角
- 3 男女の共同参画を推進するための視角
- 4 男女の家庭生活における活動と他の活動の両立を図る視角

3 計画の性格

- (1) この計画は、釜石市総合計画との整合を保ちながら、釜石市が行う男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に推進する指針となるものです。
- (2) この計画は、男女共同参画社会基本法及び岩手県男女共同参画推進条例の基本理念を尊重して策定したものです。
- (3) この計画は、配偶者暴力防止法第2条の2に基づき国が定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（基本方針）」及び「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」の内容を勘案して策定したものです。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成20年度から平成25年度までの6年間とします。

ただし、状況の変化に対応して適切な施策を効果的に進めるため、必要に応じて見直しを行います。

- 女子差別撤廃条約「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」
女性の権利を具体的かつ包括的に保障した法的拘束力を持つ国際文書。1979年に国連総会で採択され、日本は1985年（昭和60年）に批准しました。
- 配偶者暴力防止法「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」

第2章 計画策定の背景と経緯

第2章 計画策定の背景と経緯

1 世界の動き

男女平等の確立と女性の地位向上への世界的な取り組みの高まりを受けて、国連は、昭和50年（1975年）を「国際婦人年」とし、続く昭和51年（1976年）から昭和60年（1985年）までの10年間を「国連婦人の10年」と定めて「世界行動計画」を採択し、女性の人権擁護と男女平等の実現のための国際的な行動を本格的に開始しました。

昭和60年には、平成12年（2000年）に向けて、女性の地位向上のために各国が取り組むべき施策の指針である「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択しました。

平成7年（1995年）、北京で開催された第4回世界女性会議では、男女平等を基本とした女性の地位向上に向けた具体的な行動指針として「行動綱領」が採択されました。ここでは西暦2000年に向けて優先的に取り組むべき方向が示され、各国には、平成8年（1996年）までに行動計画を策定することが求められました。

平成12年6月にはニューヨーク国連本部で国連特別総会「女性2000年会議」が、平成17年（2005年）には「国連婦人の地位委員会」がニューヨーク国連本部で開催されるなど、男女共同参画の推進は国際的な大きな流れとなっています。

2 国内の動き

日本では、世界行動計画を取り入れた、昭和52年（1977年）の「国内行動計画」の策定から取り組みが始まりました。

昭和60年には、男女雇用機会均等法の制定、国民年金法改正などの法律、制度面の整備を進め、「女子差別撤廃条約」を批准するとともに、昭和62年（1987年）には、ナイロビ将来戦略を受けた「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定しました。

平成6年（1994年）には、総理府に男女共同参画室と男女共同参画推進本部を設置するとともに、内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会を設置するなど、推進体制を整備しました。

平成7年の第4回世界女性会議「北京宣言及び行動綱領」を受け、平成8年12月に「男女共同参画プラン」を策定するとともに、平成11年（1999年）4月1日には、「男女雇用機会均等法」、「労働基準法」、「育児・介護休業法」の改正を行いました。

さらに、平成11年6月には、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するために「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現は21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置付けています。

平成12年に「男女共同参画基本計画」が閣議決定されたほか、平成13年（2001年）には内閣府の重要政策会議の一つとして男女共同参画会議が設置されるとともに、内部部局として男女共同参画局が設置され、男女共同参画に関する推進体制が強化されました。

また、平成13年には「配偶者暴力防止法」を制定し、平成15年（2003年）「次世代育成支援対策推進法」の制定、平成17年「育児・介護休業法」の改正、平成18年（2006年）には「男女雇用機会均等法」が改正されました。

平成19年（2007年）には急速な少子化の進行を背景に、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を取りまとめるとともに、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定するなど、男女共同参画を推進するための様々な関係法律が整備されてきています。

3 県内の動き

岩手県では、昭和54年4月に企画調整部に青少年婦人課を設置（平成5年に青少年女性課に改称）し、女性施策を総合的に推進する体制を整備しました。

昭和63年には2000年に向けた岩手県における女性施策を推進するための基本指針となる「新岩手の婦人対策の方向」を策定しました。

平成4年3月には「新国内行動計画」の改定（平成3年）と「第3次岩手県総合発展計画」の策定を受けて、男女共同参画型社会の形成を目指した「いわて女性さわやかプラン」を策定するとともに、平成8年3月には、同プランの後期における具体的施策を策定し、これに基づく諸施策を推進してきました。

さらに、「男女共同参画社会基本法」の規定に基づき、国の基本計画に則った岩手県の男女共同参画社会づくりに向けた基本計画の策定と総合的な施策の展開が求められていたことを受け、平成12年「いわて男女共同参画プラン」を策定しました。

平成14年には男女共同参画を推進するための基本理念を定めた「岩手県男女共同参画推進条例」を制定したことや国の「配偶者暴力防止法」の制定を受けて計画を見直し、平成17年「いわて男女共同参画プラン（改訂版）」を策定しました。

また、平成18年には「男女共同参画センター」を開設し、岩手県の男女共同参画を推進する拠点施設として、県民とのネットワークの構築による情報交流、活動交流を進めています。

4 釜石市の取組み

釜石市では、平成4年4月、福祉事務所に婦人対策室を設置し、さらに同年5月、女性施策について連絡調整を図り総合的かつ効果的に推進するため10課で構成する「釜石市婦人行政関係課連絡会議」（平成7年8月、「釜石市女性行政関係課連絡会議」に改称）を設置しました。

平成4年11月「女性をめぐる釜石市民の意識調査」を行い、女性の地位向上や男女平等に関する意見や実態を把握し、平成5年10月には女性施策推進の方策等について意見を聞くため「釜石市女性懇談会」を発足させました。

平成7年3月、女性自ら一層の意識の確立と行動の必要性を説いた「女性の地位、福祉の向上に関する提言書」が釜石市女性懇談会から市長に提出され、それを受けて平成10年「男女共同参画プランかまいし21」（計画期間：平成10年度～平成19年度）を策定しました。

この間、平成8年4月には、福祉事務所婦人対策室から企画部門である企画課青少年女性室に移管しました。

プラン策定から5年が経過した平成14年、「男女共同参画についての意識調査」を実施しました。この調査結果をふまえ、男女共同参画社会基本法と岩手県男女共同参画推進条例の基本理念を尊重した内容とするためプランを見直し、平成16年「新男女共同参画プランかまいし21」（計画期間：平成16年度～平成19年度）を策定しました。

平成16年4月には、男女共同参画に全庁的に取り組むため、企画課から総務課に青少年女性室を移管して、この計画に基づき諸施策を推進してきました。

平成20年4月には、少子化の急激な進行に対応し、男女共同参画と少子化対策を一体的に取り組む体制として、総合政策課少子化対策室と総務課青少年女性室を統合し、総務企画部少子化対策・男女共同参画推進室を設置いたしました。その最初の仕事として、計画期間を終了した「新男女共同参画プランかまいし21」の検証とその結果を踏まえた新しいプランの策定に着手しました。

第3章 施策の体系

第3章 施策の体系

基本目標	施策の方向	具体的な施策	主な事業
I お互いを尊重する意識づくり	(1) 人権と個性を尊重する教育の充実	① 学校での意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> 男女混合名簿の使用促進 人権教育に関する情報提供 人権マンガ展
		② 男女共同参画についての学びの支援	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する学習の情報提供
	(2) 固定的な性別役割分担意識の是正	① 広報等を活用した啓発	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画展 情報誌「れでいす・ねっとわーく」の発行 男女共同参画フォーラムの開催 市ホームページの男女共同参画コーナーの充実
		② 公民館・生活応援センターだよりの発行	<ul style="list-style-type: none"> 公民館・生活応援センターだよりの発行
	(3) 性と生命の尊重	① 小中学校における「性」に関する教育支援	<ul style="list-style-type: none"> 思春期講演会 赤ちゃんふれあい体験
		② 子ども達を取り巻く環境浄化	<ul style="list-style-type: none"> 情報誌等による啓発 不健全図書巡回指導
	(4) 女性に対するあらゆる暴力の根絶	① ドメスティック・バイオレンス(DV)についての周知	<ul style="list-style-type: none"> DVや配偶者暴力防止法についての啓発活動
		② 被害女性の相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 各種相談会の開催 相談機関の連携
		③ 被害者の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅入居選考優遇措置 母子(寡婦)福祉資金の貸付の受付
	II 調和のある家庭生活と社会生活	(1) 共に支え合い、責任を分かち合う家庭づくり	① 男性の家庭参画を促進するための家事・育児・介護の知識や技術の習得支援
② 家庭の家事分担と女性の経済的自立支援			<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結推進
(2) 子育てにやさしい環境づくり		① 安全な妊娠・出産及び母と子への健康支援	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳交付 妊婦・乳幼児健診 母子保健推進員活動
		② 男女共同参画の視点に立った子育て環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 保育サービスの充実 子育て支援センターの利活用 放課後児童の健全育成 学習機会の提供
		③ 子育てに対する不安・負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> 新生児訪問 各種相談体制の充実
		④ 子育てを社会全体で支えていく地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> 自主サークルと子育て応援団の支援 ゆいっこサポートセンターの活用 かまリンカード事業の周知 登下校の指導、見守り 公園の維持管理 放課後、休日の学校施設開放
(3) 働き方の見直し		① 働く意欲のある労働者が働き続けるための快適な職場環境づくり支援	<ul style="list-style-type: none"> 求職者に対するきめ細やかな求人情報の提供 人材の育成に向けた各種講習会の開催 商工機関を起用した経営安定への支援 農業協同組合、漁業協同組合との連携 家族経営協定の締結推進(再掲)
		② 「家庭より仕事優先」という旧来の考え方の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 育児休業、介護休業の取得の推進 関係機関と連携した周知活動の実施
		③ 児童・生徒へのキャリア教育支援	<ul style="list-style-type: none"> キャリア教育

基本目標	施策の方向	具体的な施策	主な事業
Ⅲ安心して暮らせる環境づくり	(1)生涯にわたる心と身体の健康づくり	①生涯にわたる健康の保持増進	<ul style="list-style-type: none"> 健康教室・講座 健康相談 地域健康活動推進員の育成 特定健康診査・特定保健指導及びガン検診 家庭訪問 介護予防事業 男の料理教室 市長杯スポーツチャンバラ大会 健康マラソン 歩け歩け運動 健康づくりに関する公民館事業
		②性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についての理解の浸透と事業促進	<ul style="list-style-type: none"> 情報誌「れでいす・ねっとわーく」の発行（再掲） 思春期講演会 DVや配偶者暴力防止法についての啓発活（再掲） 婦人ガン検診 各種相談会の開催及び相談機関の連携（再掲）
	(2)高齢者や障がいのある人などが自立して生活をおくるための支援	①生活安定に向けた取組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> 釜石大槌地域障害者自立支援協議会 障がい者に対する福祉サービス 障がい者に対する医療費の助成 雇用安定事業に基づく各種助成金の周知 高齢者に対する福祉サービス 高齢者・障がい者世帯の市営住宅入居選考優遇措置 木造住宅バリアフリー化等改修工事助成事業 保健、福祉、日常生活に関する相談
		②地域交流による生きがいつくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防に関する活動を行う地域住民団体への支援 生きがいつくりに関する公民館事業
	(3)ひとり親家庭などが自立して生活するための支援	①ひとり親家庭の自立生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭等医療費給付事業 家庭児童相談 児童扶養手当の支給 母子（寡婦）福祉資金の貸付申請の受付（再掲） 家庭生活支援員の派遣 消費者救済に関する各種相談 母子・父子世帯の市営住宅入居選考優遇措置
	Ⅳ男女共同参画のまちづくり	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	①審議会等への女性登用
②管理監督者への女性登用及び職域の拡大			<ul style="list-style-type: none"> 市役所における女性職員の人材育成と管理監督者への登用 団体、企業等への働きかけ 女性の農協、漁協の正組合員の加入促進、農業委員の就任促進
(2)市民との協働による男女共同参画のまちづくり		①地域会議への女性の参画促進	<ul style="list-style-type: none"> 各種団体への働きかけ
		②NPO、ボランティア活動への参画促進	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画サポーターの養成と活用 市民との協働による「男女共同参画まちづくり市民フォーラム」の開催 市民一丸の環境保護活動
(3)国際理解・国際交流への参画の促進		①国際相互理解のための機会提供	<ul style="list-style-type: none"> 外国人指導助手の配置 国際理解を支援する講座の開設
		②在住外国人との交流促進	<ul style="list-style-type: none"> 民間団体との連携による国際交流活動の支援

第4章 計画の内容

第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ お互いを尊重する意識づくり

男女共同参画社会は、基本的人権の尊重と男女平等の実現を前提としていますが、私たちには、今なお「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分担意識や、制度・慣行の中に女性への差別や偏見などが残っています。

これらの意識や慣習が、女性の多様な生き方や社会参画、経済的自立を阻み、また、男性の育児・介護といった生活者としての自立を妨げる要因となっています。

子ども達は、家庭や学校、地域など身近にいる大人達の影響を受けて成長しますので、「女の子だから」「男の子だから」といった考え方で接していると、知らず知らずのうちに男女の性別役割分担意識を植えつけてしまい、さらに次の世代へと引き継がれることとなります。

このような社会的性別（ジェンダー）の意識を再生産することのないよう、様々な学習機会を提供し、意識改革を進めていくことが求められています。

また、男女がともに、性別によって生き方が制約されたり、不利益や暴力を被ることがなく、経済的・精神的に自立し、生活力を身につけ、自己実現をしながら心豊かな生活を送るためには、お互いに対等なパートナーとして男女がそれぞれの人権を尊重し合う意識づくりが必要です。

施策の方向

(1) 人権と個性を尊重する教育の充実

人は誰でも、人として尊重され、それぞれにふさわしい環境の下で人間らしく生きる権利をもっています。このような男女同権への足がかりができたのは、第2次世界大戦後のことですが、それから半世紀がたち女性の地位はかなり向上しました。しかし、今なお差別に悩み人権を侵害される人たちが存在するのも事実です。

人権教育を推進し、男女平等意識を育てることは、個人の行動を変えることに留まらず、社会の様々な制度や慣行の変化を促す大きな原動力になります。

私たちの意識や価値観は、家庭や学校、職場、地域の中で形成されていきます。男女平等の意識を育むためには、小さい頃からの学習環境や生涯学習の果たす役割が大きいので、学習に関する情報を提供する必要があります。

● 男女混合名簿

男女共学の学校において、児童、生徒を、性別に関係なく、その用いられる言語により姓名の五十音順、アルファベット順などの順序によって並べた名簿のことを言います。

男女別名簿の場合、慣習として男子が先になり、男子が優先、女子は後回しということが多くなるため、性別によって優先順位が決まるのは好ましくなく、男女平等を教育する観点から、性によって順位をつけない混合名簿が相応しいとも言われています。

① 学校での意識づくり

- 男女混合名簿の使用促進（総務学事課）
- 人権教育に関する情報提供（環境生活課）
- 人権マンガ展（環境生活課）

② 男女共同参画についての学びの支援

- 男女共同参画に関する学習の情報提供
（生涯学習スポーツ課、少子化対策・男女共同参画推進室）

(2) 固定的な性別役割分担意識の是正

法制度上では女性の人権を守る様々な動きがありますが、現実には女性の就業環境、家事・育児・介護の負担、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）、ドメスティック・バイオレンス（DV）など問題があります。この背景には、固定的な性別役割分担意識が未だに払拭されずに残っていることがあります。

具体的には、「男は仕事、女は家庭」や「育児や介護は女の仕事」、あるいは「女らしさ」「男らしさ」の強要など、私たちの社会や日常生活の中にまだまだ根強く残っています。

本来、私たちは性別にかかわらず、それぞれに多様な能力や個性が備わっています。「女だから、男だから」という見方をしたのでは、せっかく個々がもっている能力や個性の芽を摘んでしまうばかりか、人権を侵すことにもなりかねず、男女双方の意識改革を進める必要があります。

① 広報等を活用した啓発

- 男女共同参画展（少子化対策・男女共同参画推進室）
- 情報紙「れでいす・ねっとわーく」の発行
（少子化対策・男女共同参画推進室）
- 男女共同参画フォーラム等の開催（少子化対策・男女共同参画推進室）
- 市ホームページの男女共同参画コーナーの充実
（少子化対策・男女共同参画推進室）

② 公民館・生活応援センターだよりの発行

- 公民館・生活応援センターだよりの発行

● セクシュアル・ハラスメント

日本語で、性的嫌がらせという意味で用いられる言葉で、略してセクハラと言われることもあります。

職場などで、相手の意思に反して不快や不安な状態に追いこむ性的なことばや行為のことを指します。

(3) 性と生命の尊重

女性の人格を無視し商品扱いする風潮があり、これが性犯罪やセクシュアル・ハラスメント、サイバー犯罪、売買春などの温床になっているため、まず大人が自覚と責任を持ち、子ども達を健やかに育てる環境づくりを進める必要があります。

思春期の子ども達が、「性」を人権の問題、人間の生き方に関わる問題として捉えることができるよう、性と生命を尊重する教育や啓発を実施し、自己管理・自己決定できる人間を育てる必要があります。

① 小中学校における「性」に関する教育支援

- 思春期講演会（少子化対策・男女共同参画推進室、健康推進課）
- 赤ちゃんふれあい体験（健康推進課、少子化対策・男女共同参画推進室）

② 子ども達を取り巻く環境浄化

- 情報紙等による啓発（少子化対策・男女共同参画推進室）
- 不健全図書の巡回指導（少子化対策・男女共同参画推進室）

● サイバー犯罪

コンピュータ技術及び電気通信技術を悪用した犯罪のことを言います。
サイバー犯罪の主な特徴として、匿名性が高いこと、痕跡が残りにくいこと、不特定多数の人に被害が及ぶこと、国境を越えることが容易であることなどが挙げられます。

(4) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力とは、直接的に女性に対して肉体的、性的、心理的な障害や苦しみをもたらす行為のみならず、そのような行為を行うという脅迫などを含む概念で、性犯罪や売買春、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントなど様々な形態があります。

暴力は、基本的人権の重大な侵害であり、犯罪ですが、特に配偶者からの暴力は、問題として取り上げることへの抵抗感や、社会的圧力が強いことなどから潜在化する傾向にあり、問題の解決をより困難にしているため、正しい理解と適切な被害者支援を行う必要があります。

また、被害者の相談・保護・自立の支援は関係機関と連携して取り組む必要があります。女性に対するあらゆる暴力を防止するためには、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有していくことが重要です。

DVIに関する相談及び被害者の一時保護件数の推移

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
相談人数(人)	6	7	12
一時保護件数(件)	2	2	3

地域福祉課調べ

① ドメスティック・バイオレンス（DV）についての周知

- DV や配偶者暴力防止法についての啓発活動
(地域福祉課、少子化対策・男女共同参画推進室)

② 被害女性の相談体制の充実

- 各種相談会の開催（地域福祉課、少子化対策・男女共同参画推進室）
- 相談機関の連携（県、地域福祉課、少子化対策・男女共同参画推進室）

相談窓口一覧

相談機関	電話番号
釜石市地域福祉課児童家庭係	22-0177
釜石警察署	22-0110
※釜石地方振興局保健福祉環境部	25-2702
※岩手県福祉総合相談センター	019-629-9610
	019-652-4152(夜間)
	019-629-6568(土日祝日)
※岩手県男女共同参画センター	019-606-1762

※の機関は「配偶者暴力相談支援センター」に指定されています。

③ 被害者の自立支援

- 市営住宅入居選考優遇措置（都市計画課）
- 母子（寡婦）福祉資金の貸付申請の受付（地域福祉課）

● ドメスティック・バイオレンス（DV）

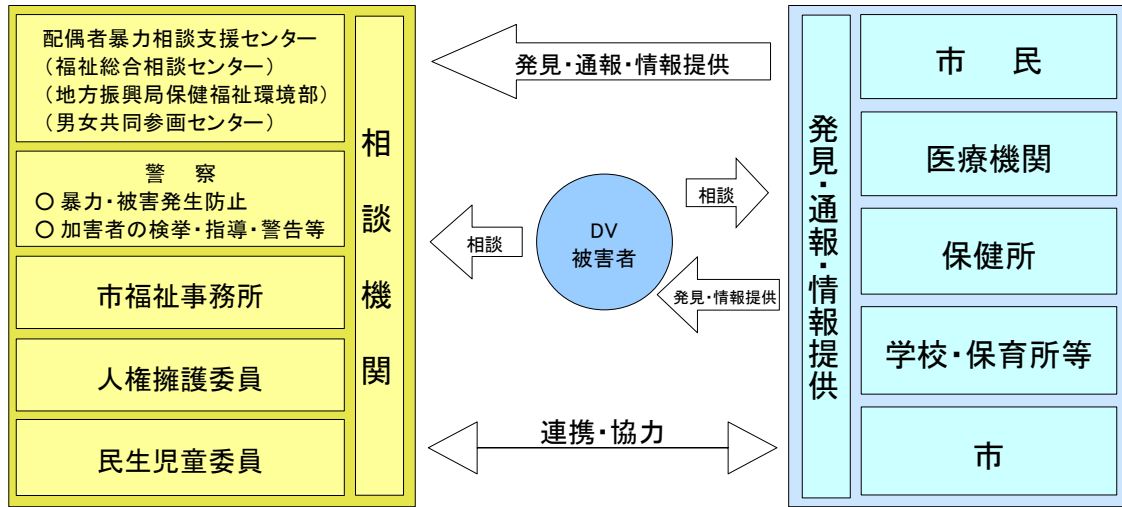
ドメスティック・バイオレンスとは、英語の「domestic violence」をカタカナで表記したもので、略してDVと呼ばれることもあります。

ドメスティック・バイオレンスとは何を意味するかについて、明確な定義はありませんが、一般的には配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力という意味で使用されることが多いようです。ただ、人によっては、親子間の暴力などまで含めた意味で使っている場合もあります。

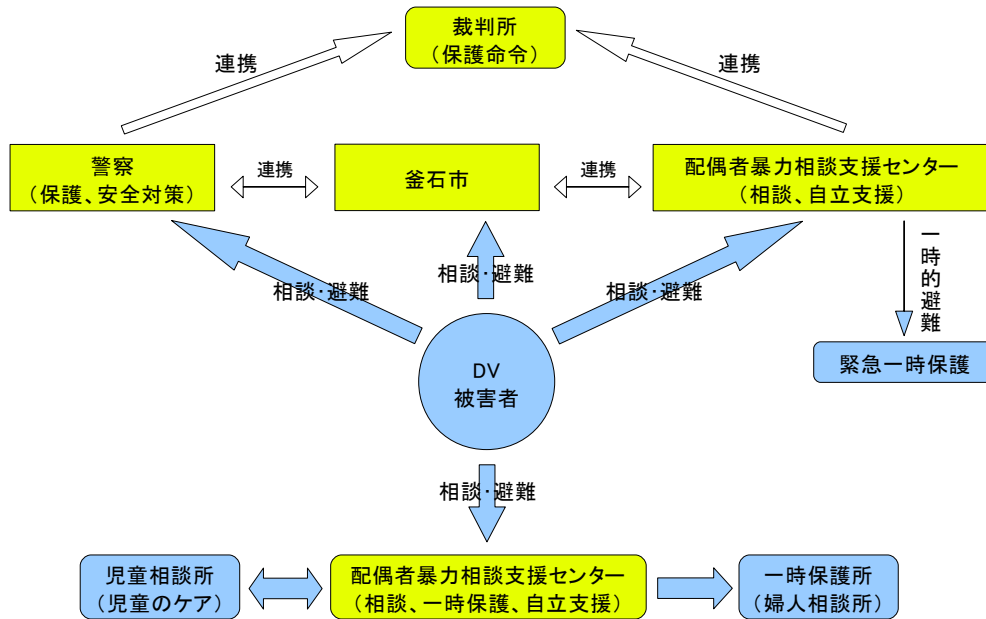
指標	単位	現状 (19年度)	目標値 (25年度)	摘要
男女混合名簿の採用校	%	76.5	100.0	小・中学校
平等と感じる人の割合	%	13	30	意識調査
思春期講演会の開催回数	回	(2) ※	10	累計値
婦人相談・人権相談・法律相談の開催回数	回	(36) ※	216	累計値

DV被害者の相談、保護、自立支援体制フロー

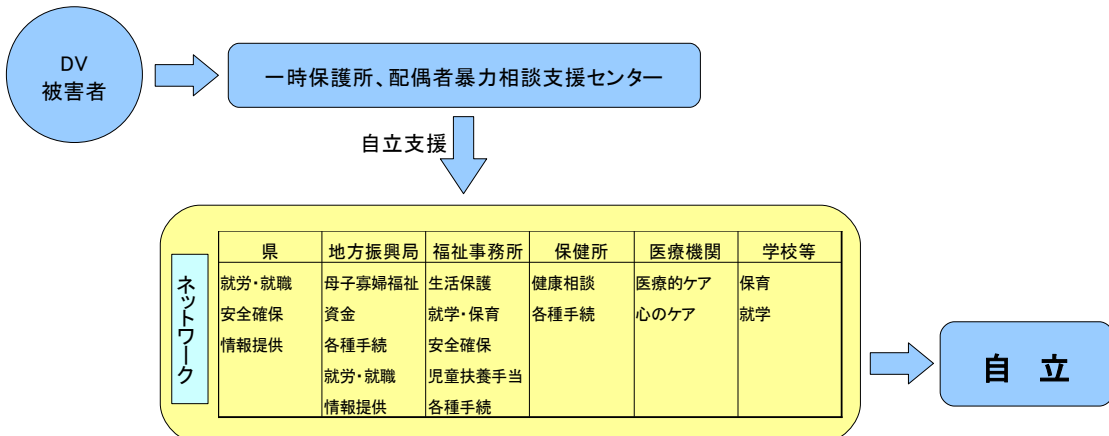
DV相談



DV被害者の保護



自立支援



基本目標Ⅱ 調和のある家庭生活と社会生活

私たちにとって仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす大切なものです。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことのできないものであり、その充実があってこそ、私たちの人生の生きがいや喜びは倍増します。

しかし、現実には、安定した仕事に就けず経済的に自立することができなかつたり、仕事に追われ心身の疲労から健康を害しかねない状況であったり、また、仕事と子育てや老いた親の介護との両立に悩んだりなど、仕事と家庭生活の間で問題を抱えている人が多く見られます。

また、少子高齢化による人口減少時代にあっては、社会全体として女性や高齢者の就業参加が不可欠であります。働き方や生き方の選択肢が限られている現状では、多様な人材を活かすことができません。

一方で様々な職業経験を通して積極的に自らの職業能力を向上させようとする人や、仕事と家庭生活の両方を充実させようとする人、地域活動への参加等を重視する人などもおり、多様な働き方が模索されています。

今、私たちに求められているのは、ワーク・ライフ・バランスの実現した社会です。一人ひとりの仕事と家庭生活を調和させたいという願いを実現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、持続可能な確かな社会とするための取組みが必要です。

● ワーク・ライフ・バランス

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たしつつ、結婚や育児をはじめとする家族形成のほか、介護やキャリア形成、地域活動への参加等個人や多様なライフスタイルの家族がライフステージに応じた希望を実現できるようにすることです。

施策の方向

(1) 共に支え合い、責任を分かち合う家庭づくり

育児や介護は、多くは女性はその責任を担っており、家庭生活に主体的に参画している男性はごく少数です。男女が共に、バランスよく家庭と他の活動を両立できるようにするためには、男性も仕事中心の生活を見直し、お互いに家庭の責任と役割を担っていくことが大切です。

① 男性の家庭参画を促進するための家事・育児・介護の知識や技術の習得支援

- パパママ準備教室（健康推進課）
- 男の料理教室（健康推進課、生活応援センター、地域包括支援センター）
- 親子料理教室（健康推進課、生活応援センター）
- 家族介護教室（地域包括支援センター）

② 家族の家事分担と女性の経済的自立支援

- 家族経営協定の締結推進（県）（農林課、水産課）

(2) 子育てにやさしい環境づくり

核家族世帯の増加や地域における人間関係の希薄化を背景として、家族や地域の大人が世代を超えて子育てに関わる機会が少なくなり、多くの家庭・親が孤立した環境の中で子どもを育てており、「子育て」は、子育てに専念する親にとっても、仕事を持つ親にとっても困難なものになっているといわれています。育児不安や児童虐待の増加、家庭や地域の教育力の低下が、課題となっています。

また、多様な保育需要に対応した保育サービスの充実、安心して子どもを産み育てられる環境整備や児童・青少年が健全に育つ環境づくりなど、子育てを社会全体で支えていく地域社会づくりが求められています。

① 安全な妊娠・出産及び母と子への健康支援

- 母子健康手帳交付（健康推進課）
- 妊婦・乳幼児健診（健康推進課）
- 母子保健推進員活動（健康推進課）

② 男女共同参画の視点に立った子育て環境整備

- 保育サービスの充実（地域福祉課、総務学事課）
- 子育て支援センターの利活用
(地域福祉課、健康推進課、生活応援センター)
- 放課後児童の健全育成（地域福祉課、生涯学習スポーツ課）
- 学習機会の提供（生涯学習スポーツ課）

③ 子育てに対する不安・負担の軽減

- 新生児訪問（健康推進課）
- 各種相談体制の充実（健康推進課、生活応援センター、地域福祉課、総務学事課、各子育て支援センター）

④ 子育てを社会全体で支えていく地域づくり

- 自主サークルと子育て応援団の支援（生活応援センター、健康推進課）
- ゆいっこサポートセンターの活用（地域福祉課）
- かまりンカード事業の周知（少子化対策・男女共同参画推進室）
- 登下校の指導、見守り（各地区任意団体等）
- 公園の維持管理（都市計画課）
- 放課後、休日の学校施設開放（生涯学習スポーツ課）

(3) 働き方の見直し

景気低迷や国内外の競争激化、技術革新の進展等を背景にして、企業の雇用管理や人材育成にも変化が生じていますが、若年非正規労働者は増加する傾向にあります。ところが、サブプライムローン問題に端を発した金融危機による景気後退の影響で、多くの製造業において非正規労働者の雇止め・解

雇が相次ぐ状況になっています。彼らの経済基盤は弱く、将来への見通しが立ちにくい中では、特に男性において、結婚や家族形成が困難になっています。若年者が結婚し、安心して家族を形成するためには、安定的な収入を得られ経済的に自立することが必要不可欠となります。

また一方では、非正規労働者の増加の下、正規労働者への負荷は大きくなり長時間労働が蔓延しています。体力や時間的に厳しいことを理由に、妊娠・出産を契機に離職する女性労働者の割合は7割に上っています。これまでの雇用慣行や上司や同僚の意識を含めた職場風土の影響もあるでしょうが、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等により、働きやすい職場環境をつくることを企業に働きかけていく必要があります。

さらに、青少年が職業生活を見据え、主体的に進路を選択し、社会的に自立できるように、学校教育段階における職業意識の醸成や就業能力の向上等キャリア教育の推進を図ることも必要です。

① 働く意欲のある労働者が働き続けるための快適な職場環境づくり支援

- 求職者に対するきめ細やかな求人情報の提供（産業政策課）
- 人材の育成に向けた各種講習会の開催（産業政策課）
- 商工機関を起用した経営安定への支援（産業政策課）
- 農業協同組合、漁業協同組合との連携（農林課、水産課）
- 家族経営協定の締結推進（県）（再掲：農林課、水産課）

② 「家庭よりも仕事優先」という旧来の考え方の見直し

- 育児休業、介護休業の取得の推進
（総務課、産業政策課、少子化対策・男女共同参画推進室）
- 関係機関と連携した周知活動の実施
（産業政策課、少子化対策・男女共同参画推進室）

③ 児童・生徒へのキャリア教育支援

- キャリア教育（総務学事課、総務課、産業政策課）

指 標	単位	現状 (19年度)	目標値 (25年度)	摘 要
パパママ準備教室の開催数	回	(12) ※	72	累計値
パパママ準備教室への男性参加率	%	68.8	90.0	
保育所待機児童数	人	18	0	10月末現在
ゆいっこサポートセンター会員登録数	人	100	120	

基本目標Ⅲ 安心して暮らせる環境づくり

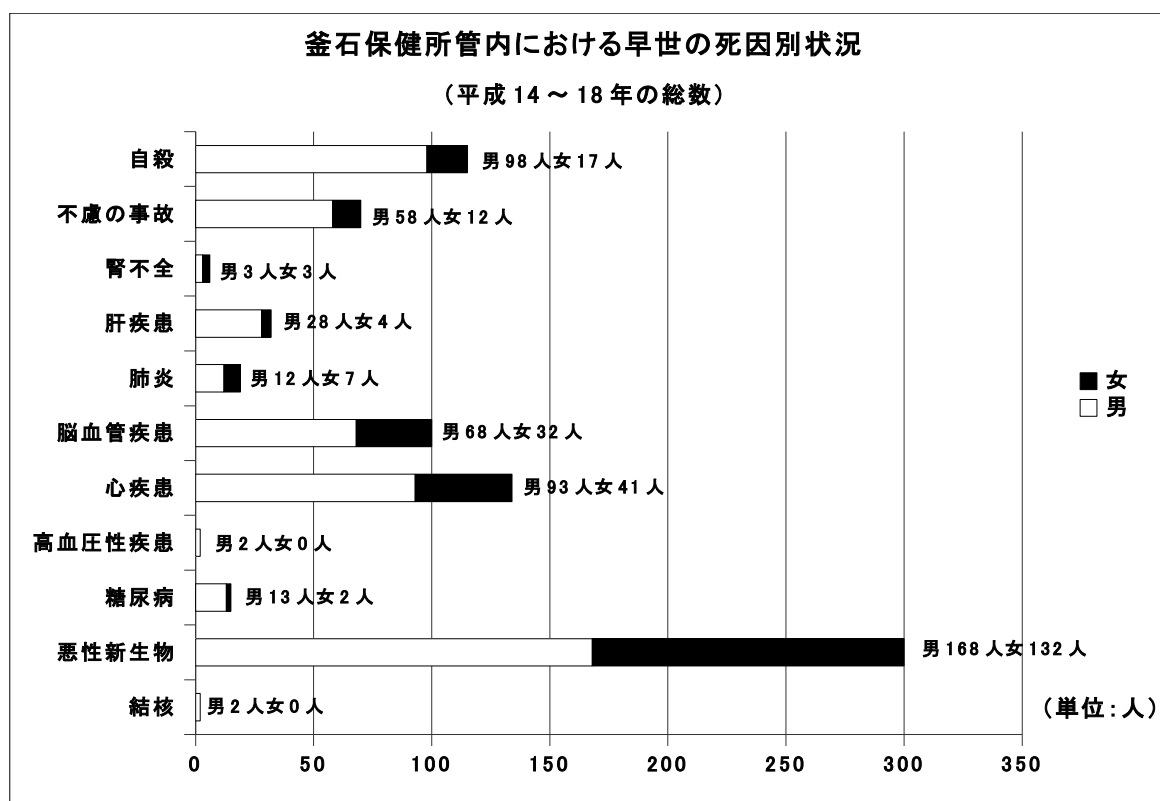
釜石市の高齢化率は、平成20年10月末現在では33.5%に達しており、市民の3人に1人は65歳以上という超高齢社会に突入しました。このような超高齢社会においては、生涯にわたり、心身ともに健康で生きがいをもって生活できる環境が重要になってきます。

近年、市民の生活習慣状況をもても、生活習慣病の予備群が増加しており、「一次予防」を重視したより積極的な健康づくり活動の展開が望まれており、早世の減少、健康寿命の延伸、生活の質や人生の質の向上等を実現させていく必要があります。

その中で特に女性は、妊娠や出産をする可能性があるため、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面しますが、男女がお互いの身体の特徴を十分に理解し合い、思いやりを持って暮らすことが大切です。

また、家族形態が多様化しており、ひとり親の家庭や単身の高齢者が増加傾向にあり、自立のための支援及び地域とのかかわりや世代間交流による生きがいづくりの支援が必要です。

さらに、障がい者がその意欲と能力に応じて社会との関わりをもち続け、様々な形で活躍できるよう、社会参画の機会の提供や環境整備を図る必要があります。



保健福祉年報 ※早世とは、65歳未満の死亡のこと

施策の方向

(1) 生涯にわたる心と身体の健康づくり

生涯にわたって、心身豊かに、男女とも自分らしい生活を送るためには、一人ひとりが健康の大切さを自覚し、自分の健康は自分で守るという意識を持つとともに、早い時期から高齢期の生活に関心を持ち、自立と安定をめざして生活設計を立てていくことが必要です。

このため、各自が積極的に健康の保持増進に努めるとともに、各種検診により、疾病の早期発見・早期治療に努めることが大切です。

とりわけ、生活習慣病は釜石市でも増加傾向にあることから、自らの生活習慣や食生活を見直し、主体的に健康づくりを実践し、予防に努めることが重要になってきます。

① 生涯にわたる健康の保持増進

- 健康教室・講座（健康推進課・生活応援センター）
- 健康相談（健康推進課・生活応援センター）
- 地域健康活動推進員の育成（健康推進課・生活応援センター）
- 特定健康診査・特定保健指導及びガン検診（市民課・健康推進課）
- 家庭訪問（健康推進課・生活応援センター）
- 介護予防事業（高齢介護福祉課、地域包括支援センター）
- 男の料理教室
（再掲・健康推進課・生活応援センター・地域包括支援センター）
- 市長杯スポーツチャンバラ大会（生涯学習スポーツ課）
- 健康マラソン（生涯学習スポーツ課）
- 歩け歩け運動（生涯学習スポーツ課）
- 健康づくりに関する公民館事業（公民館）

② 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についての理解の浸透と事業促進

- 情報紙「れでいす・ねっとわーく」の発行
（再掲・少子化対策・男女共同参画推進室）
- 思春期講演会（再掲・少子化対策・男女共同参画推進室）
- DVや配偶者暴力防止法についての啓発活動
（再掲・少子化対策・男女共同参画推進室）
- 婦人ガン検診（健康推進課）
- 各種相談会の開催及び相談機関の連携（再掲・地域福祉課）

● 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）

1994年の国際人口・開発会議において提唱されたもので、女性が生涯にわたって、自分の身体と健康について、保持増進と自己決定を図ること、また、そのための様々な権利が基本的人権として保障されていることを言います。

例えば、子どもを産むか産まないか、産むならいつ、何人産むかを、自分の意志で選択する自由や、良好な健康の管理などが含まれ、また、そのために必要な知識や情報を持つこと、性的暴力や差別、強制を受けないということなども含まれます。

(2) 高齢者や障がいのある人などが自立して生活をおくるための支援

家族規模の縮小化や介護内容の重度化、長期化が顕在化する中、男女の性差にかかわらずなく、高齢者や障がいのある人が、社会とかかわりを持ち続け、他の世代や健常者と共に社会を支える重要な一員として充実した生活を実現できるよう、積極的な社会参加を促進する必要があります。

また、こうした取り組みに加え、高齢者や障がいのある人が、人間として尊厳を持ち、自己実現を図ることができる社会の実現をめざし、自立して安定的に生活していくことを可能とする各種支援が求められます。

① 生活安定に向けた取り組みの推進

- 釜石大槌地域障害者自立支援協議会の運営（地域福祉課）
- 障がい者に対する福祉サービス（地域福祉課）
- 障がい者に対する医療費の助成（市民課）
- 雇用安定事業に基づく各種助成金の周知（産業政策課）
- 高齢者に対する福祉サービス（高齢介護福祉課）
- 高齢者・障がい者世帯の市営住宅入居選考優遇措置（都市計画課）
- 木造住宅バリアフリー化等改修工事助成事業（都市計画課）
- 保健、福祉、日常生活に関する相談
(生活応援センター・地域包括支援センター)

② 地域交流による生きがいつくりの支援

- 介護予防に関する活動を行う地域住民団体への支援
(地域包括支援センター)
- 生きがいつくりに関する公民館事業（公民館）

(3) ひとり親家庭などが自立して生活するための支援

母子家庭、父子家庭などのひとり親家庭においては、生計の維持と家庭生活のすべてについて、ふたり分の役割をひとりの親が担わなければならないため、経済面・心身面での負担が非常に大きなものとなっています。

加えて、昨今の社会経済情勢の変化等により、身近な暮らしの場である地域が急速に変貌を遂げ、社会経済格差が生まれているほか、近隣との関係や世代間の交流といった人々のつながりが希薄化し、家事や子どもの養育等に関する相談相手がないといった悩みを抱える親も増えており、日常生活の支援と共に、社会参加をしやすくなるよう支援をしていく必要があります。

① ひとり親家庭の自立生活の支援

- 母子家庭等医療費給付事業（市民課）
- 家庭児童相談（地域福祉課）
- 児童扶養手当の支給（地域福祉課）
- 母子（寡婦）福祉資金の貸付申請の受付（地域福祉課）
- 家庭生活支援員の派遣（地域福祉課）
- 消費者救済に関する各種相談（環境生活課）
- 母子・父子世帯の市営住宅入居選考優遇措置（都市計画課）

指 標	単 位	現 状 (19 年 度)	目 標 値 (25 年 度)	摘 要
早世の割合	%	15.4 (H18 の数値)	13.6	
乳房検診新規受診者数	人	(302) ※	1,800	累計値
子宮検診新規受診者数	人	(355) ※	1,800	累計値
肺がん検診受診者数	人	(180) ※	1,000	累計値
障がい者就業・生活支援センターの支援 による一般就労移行者数	人	—	10	平成 23 年 度運営開始

基本目標Ⅳ 男女共同参画のまちづくり

価値観が多様化する中で、女性の社会参画への気運は高まってきており、職場や地域、国際交流の場においても、その活動分野の拡大が求められています。

しかし、社会の慣行や人々の意識の中に、男女の役割分担を固定化する考えが依然として根強く残っており、政治・経済等、様々な分野で政策・方針決定過程への女性の参画は非常に低い水準にあります。

さらに、身近な地域活動においても、多くの場合、女性が実質その活動を担っているにもかかわらず、役職は男性が占め、活動方針も男性が決定するという状況が続いています。活力ある地域づくりのためには、多様な人材の能力を活用するとともに、生活者の目線で多様な視点や新しい発想を導入することが求められています。

男女共同参画社会の実現に向けては、政治・経済等、様々な分野で政策・方針決定過程への女性の参画の拡大が極めて重要になりますが、女性割合を直接高めることに重点を置くばかりでなく、その背景にある課題を総合的に解決しつつ、女性の参画の促進に取り組む必要があります。

女性自身も地域社会の担い手として、積極的に参画意識をもって、その実現に向けて努力する必要があるとあり、また、女性の新しい分野での活躍支援のため、人材育成や能力開発も不可欠になります。

釜石市の各種審議会等の女性委員の割合

平成20年4月末現在

項 目	設置数	委員数(人)	平成20年4月末現在	
			うち女性委員数(人)	女性委員の比率(%)
地方自治法第202条の3に基づく審議会の委員	9	153	31	20.3
地方自治法第180条の5に基づく委員会の委員	29	295	72	24.4
法律に基づいて設置されている委員・相談員等	8	184	80	43.5
市が独自に設置している審議会等委員	15	162	49	30.2
計	61	794	232	29.2

少子化対策・男女共同参画推進室調べ

施策の方向

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

調和と均衡のとれた豊かな社会を築くためには、政策・方針決定過程に男女が共に参画し、それぞれの意見を反映させることが重要です。

釜石市の審議会等における女性委員の割合は、平成19年4月1日現在で29.8%でしたが、平成20年4月1日現在は29.2%になり、0.6ポイントの減少となりました。国・県はすでに30%を超えていますから、女性委員を登用していない審議会等への積極的登用を促進することが急務となっています。特に防災分野においては、阪神・淡路大震災の体験により男女双方の視点に十分配慮した地域防災計画が求められていることから、女性の参画は不可欠です。

また、管理監督者に占める女性の割合は増加傾向にありますが、まだ低い水準です。市民の目に見える形で女性の登用が進むことで、より一層男女共同参画社会の形成が進むことが期待されるので、市役所における女性の管理監督者への登用を促進していくとともに、広く企業や団体、地域に対しても、

参画の機会を確保する取り組みの支援及び要請を行っていく必要があります。

同時に、女性自身は地域社会の担い手であることを自覚し、政策・方針決定過程への参画に向けて研鑽を積んでいくことが求められます。

① 審議会等への女性登用

○女性委員の割合を高めるために、女性委員が就任していない審議会等の解消。

充て職の見直し、公募制の拡大を図る（男女いずれか一方の委員の数が委員総数の40%未満にならないようにする。）。

（総務課、少子化対策・男女共同参画推進室）

○地域の関係団体への働きかけ（少子化対策・男女共同参画推進室）

② 管理監督者への女性登用及び職域の拡大

○地方公務員法に定める平等取扱いと成績主義の原則に基づきながら、市役所における女性職員の人材育成と管理監督者への登用を図る。

（総務課）

○団体、企業等への女性の採用と管理監督者への登用の働きかけ

（産業政策課、少子化対策・男女共同参画推進室）

○女性の農協、漁協の正組合員の加入促進、農業委員の就任促進

（農林課、水産課）

一般行政職の管理監督者在職状況 平成20年4月1日現在

区分	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
職員数	392	122	31.1
管理監督者	173	36	20.8

※管理監督者は係長職以上の者

総務課調べ

(2) 市民との協働による男女共同参画のまちづくり

平成20年度の市民意識調査で、町内会やボランティア、その他の社会活動に参加しているかを聞いたところ、「参加している」が60%（女性58%、男性61%）でした。また、町内会やPTAなどの役職、議員や審議会委員などに女性の参画が少ない理由を聞いたところ、「女性側の関心や積極性が十分でない」が46%、「女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ない」が32%という結果がでていることから、男女ともに意識改革が求められています。

市では、平成18年3月に策定した釜石市総合計画後期基本計画において、市民と行政が対等な立場に立って、それぞれが主体性と責任を持って役割を分担し、地域の課題解決に取り組む「協働」によるまちづくりを進めることにいたしました。こうした中、平成20年度から市内7箇所へ「地域会議」の設置を開始しています。これは地域の身近な課題の解決策について話し合い、その結果を、地域での活動や市政に反映させていくもので、市民も行政も、みんなで力をあわせる「協働」の考え方を具体的に推進していくシステムです。

地域の皆さん主体で地域づくりを進めることができる新しい組織なので、既存の地域活動等にとらわれず男女共に参画し、様々な意見を出していただくことが重要となります。

男女双方の声が反映されてはじめて誰もが住みよい地域づくりが実現します。女性は、地域社会を支えている一員であることを認識するとともに、自らの能力を高め積極的に参画していくことが求められ、また、男性は女性の参画を理解し、支援することが求められます。

① 地域会議への女性の参画促進

- メンバーに地域の各種団体の代表等を想定しているので、女性の参画割合向上のための各種団体への働きかけ。（総合政策課）

② NPO、ボランティア活動への参画促進

- 男女共同参画サポーターの養成と活用
(少子化対策・男女共同参画推進室)
- 市民との協働による「男女共同参画まちづくり市民大学」の開催
(少子化対策・男女共同参画推進室)
- 市民一丸の環境保護活動（環境生活課・市役所内の取組みは各課）

(3) 国際理解・国際交流への参画の促進

「女子に対する差別は、権利の平等と人間の尊厳に反するものであり、政治・経済・社会・文化等のあらゆる分野における女子差別を撤廃するために必要な措置をとること」と定めた「女子差別撤廃条約」に対し、我が国は昭和60年に批准しています。

しかしながら、現在、我が国における「長寿」「教育」「所得」の充足度を示すHDI（人間開発指数）は、177カ国中7位で、人間開発の達成度では実績を上げているものの、政治や経済活動への女性の参画を示すGEM（ジェンダー・エンパワーメント指数）は、先進国、途上国を大幅に下回る75カ国中42位で、女性が政治・経済活動に参画する機会が十分ではありません。

社会経済のグローバル化が進展する中にあるのは、男女平等の観点で諸外国の情勢に目を向けることも大切になり、男女共同参画の重要性や平和の尊さなどを学ぶことも必要です。

また、国際交流は、人種や国籍などによらず個人として尊重し、異なる文化や多様な価値観を認め、尊重する姿勢を持つことが大切であり、身近にいる外国人との交流によって、お互いの理解を深め、視野を広げることが可能になります。市内に住む外国人との相互理解を深めるため、市民が外国人と触れ合う機会や外国語を学習する機会を提供します。

① 国際相互理解のための機会提供

- 外国語指導助手を配置し、英会話学習の充実と国際社会に対応できる心豊かな児童生徒の育成を図る。（総務学事課）
- 国際理解を支援する講座の開催（生涯学習スポーツ課）

② 在住外国人との交流促進

○民間団体との連携による国際交流活動の支援（総務課国際交流室）

指 標	単位	現状 (19年度)	目標値 (25年度)	摘 要
審議会等における女性委員の比率	%	29.8	40.0	
女性委員のいない審議会をなくす		16	6	
市職員管理監督者に占める女性の割合	%	18.4	30.0	係長職以上
地域会議における女性構成員の比率	%	—	20.0	
男女共同参画サポーター認定者数	人	(1) ※	10	累計値
外国語指導助手の小・中学校、幼稚園への訪問回数	回	(330) ※	1,800	累計値

基本目標別指標一覧

指 標	単 位	現 状 (19年度)	目 標 値 (25年度)	摘 要
基本目標Ⅰ お互いを尊重する意識づくり				
男女混合名簿の採用校	%	76.5	100.0	小・中学校
平等と感じる人の割合	%	13	30	意識調査
思春期講演会の開催回数	回	(2) ※	10	累計値
婦人相談・人権相談・法律相談の開催回数	回	(36) ※	216	累計値
基本目標Ⅱ 調和のある家庭生活と社会生活				
パパママ準備教室の開催数	回	(12) ※	72	累計値
パパママ準備教室への男性参加率	%	68.8	90.0	
保育所待機児童数	人	18	0	10月末現在
ゆいっこサポートセンター会員登録数	人	100	120	
基本目標Ⅲ 安心して暮らせる環境づくり				
早世の割合	%	15.4 (H18の数値)	13.6	
乳房検診新規受診者数	人	(302) ※	1,800	累計値
子宮検診新規受診者数	人	(355) ※	1,800	累計値
肺がん検診受診者数	人	(180) ※	1,000	累計値
障がい者就業・生活支援センターの支援による一般就労移行者数	人	—	10	平成23年度運営開始
基本目標Ⅳ 男女共同参画のまちづくり				
審議会等における女性委員の比率	%	29.8	40.0	
女性委員のいない審議会をなくす		16	6	
市職員管理監督者に占める女性の割合	%	18.4	30.0	係長職以上
地域会議における女性構成員の比率	%	—	20.0	
男女共同参画サポーター認定者数	人	(1) ※	10	累計値
外国語指導助手の小・中学校、幼稚園への訪問回数	回	(330) ※	1,800	累計値

注1) 累計値：H20～25の累計とする

注2) () ※：()内は単年度の数値である

第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

1 推進体制の充実

この計画を総合的・効果的に推進していくためには、行政はもとより市民、民間企業、各種団体など地域社会が一体になって取り組むことが大切です。

また、男女共同参画施策は広範多岐にわたるため、あらゆる施策を男女共同参画の視点で見直し、庁内関係各課の緊密な調整と連携を図る必要があります。

(1) 釜石市男女共同参画推進協議会

計画の推進が実効性のある取組みとなるよう、市長の附属機関として設置されている「釜石市男女共同参画推進協議会」から意見や提言を受け、施策の充実に努めます。

(2) 釜石市男女共同参画推進会議の充実

庁内各課の連携を図り、計画を総合的かつ効果的に推進するため、関係課等の部課長で構成する「釜石市男女共同参画推進会議」の充実に努めます。

(3) 市民、企業、各種団体との連携

学習機会や情報の提供に努め、男女共同参画についての理解と相互協力のもと、男女共同参画社会を目指した取組みを推進します。

(4) 行政関係機関との連携

国、県等の行政機関や他の市町村との情報交換や相互協力のもと、計画を推進していきます。

2 計画の進行管理

この計画を実効性あるものにするためには、施策の進捗状況を定期的に把握し、評価することが必要です。

(1) 計画の進行管理体制

釜石市男女共同参画推進会議において、計画の進捗状況を把握し、進行管理を行い、公表します。

(2) 市民の意識調査

「男女共同参画社会に関する意識調査」を定期的実施し、市民の意識変化や行政への要望を把握し、計画の評価を行います。

参 考 资 料

参考資料

国内外の動き

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

男女共同参画社会基本法

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

岩手県男女共同参画推進条例

男女共同参画社会に関する市民意識調査

釜石市男女共同参画推進協議会 名簿

釜石市男女共同参画推進会議 名簿

釜石市男女共同参画推進会議小委員会 名簿

国際婦人年以降の国内外の動き

年	世 界	日 本	岩 手 県
1975 (昭50)	●国際婦人年世界会議開催(メキシコシティ) ●「世界行動計画」を採択	●総理府に、婦人問題企画推進本部設置、婦人問題企画推進会議開催	
1976 (昭51)	●「国連婦人の10年」1976年～1985年 (目標：平等、開発、平和)	●育児休業法の施行(女子教員、看護婦、保母対象) ●民法改正(離婚復氏制度)	
1977 (昭52)		●「国内行動計画」策定 ●「国立婦人教育会館」開館	●企画調整部青少年対策課で婦人問題に関する総括事務を所管 ●婦人問題関係課長会議開催 ●婦人対策懇談会設置
1978 (昭53)			●「岩手県婦人対策の方向」策定 ●「婦人情報」創刊
1979 (昭54)	●女子差別撤廃条約採択(第34回国連総会)		●企画調整部青少年婦人課設置
1980 (昭55)	●「国連婦人の10年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン)	●「女子差別撤廃条約」署名	
1981 (昭56)	●「女子差別撤廃条約」発効	●民法改正(配偶者相続分の引き上げ)	
1985 (昭60)	●「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議開催 ●「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	●国籍法の改正(国籍の父母両系主義確立) ●「女子差別撤廃条約」批准 ●「男女雇用機会均等法」の公布	
1986 (昭61)		●「男女雇用機会均等法」施行 ●国民年金法の改正(女性の年金権確立)	
1987 (昭62)		●「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
1988 (昭63)			●「新岩手の婦人対策の方向」を策定
1989 (平元)		●新学習指導要領の告示(家庭科の男女共修)	●岩手県婦人行政推進連絡会議設置
1990 (平2)	●「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		
1991 (平3)		●「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定 ●「育児休業法」の公布	
1992 (平4)		●婦人問題担当大臣創設	●「いわて女性さわやかプラン」を策定
1993 (平5)		●「パートタイム労働法」成立 ●中学校で家庭科が男女必修になる	●青少年婦人課を青少年女性課に改称
1994 (平6)	●「開発と女性」エスカップ地域閣僚会議開催(ジャカルタ) ●「国際人口・開発会議」開催(カイロ)	●総理府に「男女共同参画室」設置 ●子どもの権利条約批准 ●「男女共同参画審議会」設置 ●「男女共同参画推進本部」設置 ●子育て支援のための「エンゼルプラン」策定 ●高校で家庭科が男女必修になる	
1995 (平7)	●第4回世界女性会議(北京) ●「北京宣言及び行動綱領」採択	●「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化)	
1996 (平8)		●男女共同参画審議会答申-「男女共同参画ビジョン」- ●男女共同参画2000年プラン策定	●「いわて女性さわやかプラン」後期具体的施策の策定
1997 (平9)		●「男女雇用機会均等法」の改正 ●「介護保険法」の公布	●情報誌「join」創刊
1998 (平10)		●男女共同参画社会基本法(仮称)の論点整理の公表	●「男女が共に支える社会に関する意識調査」実施
1999 (平11)		●「男女共同参画社会基本法」公布、施行	
2000 (平12)	●国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	●「男女共同参画基本計画」策定	●「いわて男女共同参画プラン」を策定

年	世界	日本	岩手県
2001 (平13)		<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画会議設置 ●男女共同参画局設置 ●「配偶者暴力防止法」施行 ●「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 	●青少年女性主査を青少年主査及び男女共同参画主査に組織変更
2002 (平14)			●岩手県男女共同参画推進条例公布、施行
2003 (平15)		<ul style="list-style-type: none"> ●「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ●「次世代育成支援対策推進法」公布 	
2004 (平16)		<ul style="list-style-type: none"> ●「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 ●「配偶者暴力防止法」の改正及び本法に基づく基本方針策定 	
2005 (平17)	●国連「北京+10」世界閣僚級会合（ニューヨーク）	<ul style="list-style-type: none"> ●「育児・介護休業法」の改正 ●「男女共同参画基本計画（第2次）」策定 ●「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 	●「いわて男女共同参画プラン（改訂版）」策定
2006 (平18)		<ul style="list-style-type: none"> ●「男女雇用機会均等法」改正 ●「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 	●男女共同参画センター開設
2007 (平19)		●男女共同参画会議に「仕事と生活（ワーク・ライフ・バランス）に関する専門調査会」設置	

年	釜石市
1986（昭61）	●福祉事務所に「青少年婦人係」設置
1988（昭63）	●婦人担当係長発令（3月）
1992（平4）	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉事務所に「婦人対策室」設置（4月） ●釜石市婦人行政関係課連絡会議設置（5月） ●女性をめぐる釜石市民の意識調査実施（11月）
1993（平5）	●女性懇談会設置（10月）
1995（平7）	<ul style="list-style-type: none"> ●女性懇談会「女性の地位、福祉の向上に関する提言書」提出（3月） ●釜石市婦人行政関係課連絡会議を釜石市女性行政関係課連絡会議に改称（8月）
1996（平8）	<ul style="list-style-type: none"> ●総務企画部企画課青少年女性室設置（4月） ●女性懇談会「女性行動計画素案（骨子）」提出（3月）
1997（平9）	●女性行政関係課連絡会議小委員会設置（6月）
1998（平10）	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画プランかまいし21」策定（2月） ●女性懇談会を廃止し、釜石市男女共同参画推進協議会設置（4月）
2000（平12）	●男女共同参画推進協議会「提言書～男女共同参画社会の実現をめざして」提出（9月）
2002（平14）	●男女共同参画社会についての意識調査実施（10月）
2003（平15）	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画のための表現のガイドライン」作成（2月） ●釜石市女性行政関係課連絡会議を廃止し、釜石市男女共同参画推進会議設置（8月） ●釜石市男女共同参画推進会議小委員会設置（9月）
2004（平16）	<ul style="list-style-type: none"> ●「新男女共同参画プランかまいし21」策定（2月） ●総務課青少年女性室設置（4月）
2008（平20）	<ul style="list-style-type: none"> ●総務企画部少子化対策・男女共同参画推進室設置（4月） ●釜石市男女共同参画推進会議小委員会設置（6月） ●男女共同参画社会についての意識調査実施（7月）
2009（平21）	●「釜石市男女共同参画推進プラン」策定（3月）

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (女子差別撤廃条約)

昭和60年6月24日批准
昭和60年7月1日公布
昭和60年7月25日発効

この条約の締約国は、
国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかんを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確信し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。

- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の

平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の

適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかんを問わない。)を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。
あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗^{ちよく}状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以

内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。

- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもつて定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によつて投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもつて委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従つて行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなつた場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を選任する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとつた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であつて男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によつて解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

目次

前文

第1章 総則(第1条—第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条—第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施

するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (配偶者暴力防止法)

(平成13年4月13日法律第31号)

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等(第2条の2・第2条の3)

第2章 配偶者暴力相談支援センター等(第3条―第5条)

第3章 被害者の保護(第6条―第9条の2)

第4章 保護命令(第10条―第22条)

第5章 雑則(第23条―第28条)

第6章 罰則(第29条・第30条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がある家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五号及び第八号の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかっ

たと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、道府県警察、福祉事務所等道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的差 恥心^{しゅう}を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的差恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

- 第11条** 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
 - 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

- 第12条** 第10条第1項から第4項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
 - 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
 - 四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時

における事情

- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治41年法律第53号)第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

- 第14条** 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
 - 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第15条** 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
 - 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
 - 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
 - 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

- 第16条** 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
 - 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
 - 4 前項の規定により第10条第1項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
 - 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
 - 6 抗告裁判所が第10条第1項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
 - 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
 - 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第17条** 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第一号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同条の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
 - 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第二号の規定による命令の再度の申立て)

- 第18条** 第10条第1項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同条の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同条の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

- 第19条** 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

- 第20条** 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

- 第21条** この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

- 第22条** この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

- 第23条** 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

- 第24条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 第3条第3項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
 - 三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第6章 罰則

第29条 保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第四号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成16年6月2日法律第64号)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第1項第二号の規定による命令の

申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成19年7月11日法律第113号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

岩手県男女共同参画推進条例

(平成14年10月9日条例第61号)

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、国においては、男女平等の実現に向けた取組が、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際的な取組と連動しつつ、着実に進められてきた。本県においても、国際社会や国内の動向を踏まえた様々な取組がなされてきた。

しかしながら、依然として、性別によって役割分担を固定的にとらえる意識やこれに基づいた社会における制度又は慣行が存在し、男女平等の実現に多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化の進展等社会経済情勢の急激な変化に的確に対応していく上で、男女が性別にかかわらず、その個性と能力が十分に発揮でき、もって男女が喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現が強く求められている。

このような状況の中で、男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置付けられたことを踏まえ、本県においても、男女共同参画社会の実現を目指し、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、県、県民、事業者及び市町村が協働し、不断の努力を重ねて、男女共同参画社会の形成のため男女共同参画を推進し、すべての県民の日常生活の中に男女共同参画の定着を図ることが必要である。

ここに私たちは、男女共同参画社会の実現を図ることを決意し、男女が共に輝く心豊かな社会を創造していくため、この条例を制定する。

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第9条—第22条）

第3章 岩手県男女共同参画審議会（第23条—第31条）

第4章 雑則（第32条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- （2）積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- （1）男女の個人としての尊厳が重んぜられ、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が社会のあらゆる分野において個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- （2）社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。
- （3）男女が社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- （4）家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の職場、学校、地域その他の社会の分野における活動を行うことができるようにすること。
- （5）男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際社会の動向を勘案して行われること。
- （6）男女が互いの性について理解を深めることにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができること及び生殖に関する事項に関し双方の意思が尊重されること。
- （7）配偶者間その他の男女間における暴力的行為（精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。以下同じ。）を根絶するよう積極的な対応がなされること。

（県の責務）

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、県民、事業者、市町村及び国との連携を図りながら自ら率先して取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動とを両立させることができるよう就労環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱い、男女間における暴力的行為又はセクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。）を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による役割分担の固定化又は男女間における暴力的行為を助長し、又は連想させる表現及び男女共同参画の推進を阻害するおそれのある過度の性的な表現を用いないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第9条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「法」という。）第14条第1項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めるに当たっては、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 男女共同参画の推進に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に定める事項に基づき実施すべき具体的な男女共同参画の推進に関する施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

2 知事は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、岩手県男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

3 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(附属機関等における積極的改善措置)

第11条 県は、その設置する附属機関その他これに準ずるものの委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の構成員の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第12条 県は、広報活動等を通じて、県民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第13条 県は、男女共同参画の推進について、県民、事業者及び市町村の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設けるものとする。

2 男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

(教育及び学習の推進)

第14条 県は、学校教育、社会教育その他の教育及び県民の学習の場において男女共同参画に関する教育及び学習の推進について必要な措置を講ずるものとする。

(農林水産業、商工業等のうち自営業における環境整備の推進)

第15条 県は、農林水産業、商工業等のうち個人事業主及びその家族等により営まれている事業に従事する男女が、経営における役割について適正な評価を受け、社会の対等な構成員として、自らの意思によって経営及びこれに関連する活動に共同して参画する機会を確保され、並びに当該経営に関する活動と家庭生活における活動とを両立させることができるよう、必要な環境整備を推進するものとする。

(苦情及び相談の処理)

第16条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案に関する相談について、県民又は事業者からの申出を適切かつ迅速に処理するための委員（以下この条において「委員」という。）を置くものとする。

- 2 県民又は事業者は、委員に、前項の苦情又は相談の申出を行うことができる。
- 3 委員は、前項の規定に基づき苦情の申出があった場合において、必要に応じて、第1項に規定する施策を行う県の機関に対し、説明等を求め、必要があると認めるときは、是正その他の措置を講ずるよう助言、指導又は勧告を行うものとする。
- 4 委員は、第2項の規定に基づき相談の申出があった場合において、必要に応じて、第1項に規定する人権が侵害された事案に係る関係者に対し、その協力を得た上で説明等を求め、必要があると認めるときは、助言、是正の要望等を行うものとする。

(調査研究)

第17条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を行うものとする。

(市町村に対する支援)

第18条 県は、市町村が行う法第14条第3項の市町村男女共同参画計画その他の男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(民間の団体との連携及び協働等)

第19条 県は、男女共同参画を推進するため、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）その他の民間の団体との連携及び協働に努めるものとする。

- 2 県は、特定非営利活動法人その他の民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を促進するとともに、これらの活動の支援に努めるものとする。

(拠点となる機能の整備)

第20条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、県民、事業者及び市町村による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための総合的な拠点となる機能の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備等)

第21条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、推進体制を整備するとともに、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第22条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 岩手県男女共同参画審議会

(設置)

第23条 男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議させるため、知事の諮問機関として岩手県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、男女共同参画の推進に関する重要事項又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる重要事項について、必要があると認めるときは、知事に意見を述べることができる。

(所掌)

第24条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関すること。

(組織)

第25条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有する者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

- 2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満としないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(任期)

第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第27条 審議会に、会長を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第28条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第29条 審議会は、専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

3 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(庶務)

第30条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

(会長への委任)

第31条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第4章 雑則

(補則)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条の規定は、平成15年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に定められている男女共同参画計画は、この条例に規定する手続により定められた男女共同参画計画とみなす。

男女共同参画社会に関する市民意識調査

1 調査の目的

男女がともに支えあう心豊かな社会を目指し、男女共同参画プランかまいし21を策定し各種施策に取り組んできましたが、平成20年3月をもって当該プランの計画期間が満了したことを受け、新プラン策定の基礎資料とするため、市民意識調査を実施しました。

2 実施主体

釜石市男女共同参画推進協議会

釜石市総務企画部少子化対策・男女共同参画推進室

3 調査の内容

- (1) 男女の役割分担と地位の平等について
- (2) 職業について
- (3) 社会参加について
- (4) 家庭生活について
- (5) 女性の人権について
- (6) 男女共同参画社会について

4 調査方法

- | | |
|----------|--------------------------|
| (1) 調査対象 | 市内在住の18歳以上の男女（ただし高校生は除く） |
| (2) 調査方法 | 直接配布・回収 |
| (3) 実施期間 | 平成20年7月1日～7月31日 |

5 調査回収結果

- | | |
|-----------|------|
| (1) 回収件数 | 305件 |
| (2) 有効回答数 | 298件 |

男女共同参画についての意識調査

集計結果（男女別）

※（ ）内は、平成14年調査の数値

1 男女の役割分担と地位の平等について

問1 男女が互いに尊重しあい、協力しあえる心豊かな社会を築くためには、「男は仕事、女は家庭」というような性別で役割分担するという意識をなくし、その人らしさや個性を大切にすることが必要といわれています。あなたは、「男らしく」「女らしく」ということについてどう思いますか。1つに○をしてください。

	総数	女性	男性
1 大事だと思う	57% (59%)	51% (53%)	63% (68%)
2 大事だとは思わない	7% (9%)	7% (9%)	6% (10%)
3 どちらともいえない	30% (26%)	35% (32%)	26% (17%)
4 わからない	5% (1%)	5% (1%)	5% (1%)
5 無回答	1% (5%)	2% (5%)	0% (4%)

問2 配偶者、またはパートナーと暮らしている方に伺います。あなたのご家庭では、次の家事等を、主に誰が分担していますか。(1)～(8)までのそれぞれについて1つに○をしてください。

(1) 掃除	総数	女性	男性
1 夫	4% (3%)	1% (3%)	7% (2%)
2 妻	46% (49%)	42% (55%)	51% (40%)
3 夫婦	17% (14%)	16% (12%)	18% (17%)
4 家族全員	9% (8%)	11% (7%)	7% (11%)
5 その他の人	1% (1%)	1% (0%)	0% (2%)
6 該当なし・無回答	23% (25%)	29% (23%)	17% (29%)

(2) 洗濯	総数	女性	男性
1 夫	4% (0%)	3% (0%)	4% (1%)
2 妻	54% (56%)	54% (59%)	55% (50%)
3 夫婦	11% (12%)	8% (10%)	15% (15%)
4 家族全員	6% (3%)	5% (2%)	7% (4%)
5 その他の人	2% (2%)	1% (1%)	2% (3%)
6 該当なし・無回答	23% (28%)	29% (28%)	17% (28%)

(3) 日常の買い物	総数	女性	男性
1 夫	2% (1%)	2% (1%)	2% (1%)
2 妻	46% (43%)	42% (48%)	49% (35%)
3 夫婦	21% (20%)	21% (16%)	21% (26%)
4 家族全員	5% (6%)	4% (5%)	7% (8%)
5 その他の人	3% (2%)	2% (1%)	4% (3%)
6 該当なし・無回答	23% (28%)	29% (28%)	17% (28%)

(4) 食事のしたく	総数	女性	男性
1 夫	1% (1%)	1% (1%)	1% (1%)
2 妻	60% (60%)	53% (63%)	67% (54%)
3 夫婦	9% (10%)	10% (10%)	8% (11%)
4 家族全員	2% (2%)	3% (2%)	2% (4%)
5 その他の人	5% (2%)	4% (2%)	5% (3%)
6 該当なし・無回答	23% (25%)	29% (23%)	17% (28%)

(5) 食事の後片付け	総数	女性	男性
1 夫	3% (2%)	2% (2%)	4% (1%)
2 妻	48% (51%)	50% (55%)	47% (45%)
3 夫婦	16% (13%)	13% (12%)	20% (15%)
4 家族全員	8% (6%)	5% (5%)	11% (7%)
5 その他の人	2% (3%)	2% (2%)	1% (4%)
6 該当なし・無回答	23% (25%)	28% (23%)	17% (27%)

(6) 育児	総数	女性	男性
1 夫	0% (0%)	0% (0%)	0% (0%)
2 妻	31% (14%)	30% (15%)	32% (12%)
3 夫婦	30% (11%)	26% (11%)	34% (11%)
4 家族全員	7% (5%)	7% (4%)	7% (6%)
5 その他の人	0% (0%)	0% (0%)	1% (0%)
6 該当なし・無回答	32% (70%)	37% (69%)	26% (72%)

(7) お年寄りの世話			
[総数=298人・女性=150人・男性=148人]			
	総数	女性	男性
1 夫	2% (0%)	1% (0%)	2% (1%)
2 妻	17% (8%)	18% (8%)	16% (7%)
3 夫婦	17% (7%)	18% (5%)	15% (9%)
4 家族全員	10% (7%)	9% (6%)	12% (9%)
5 その他の人	6% (2%)	5% (2%)	8% (3%)
6 該当なし・無回答	48% (75%)	49% (79%)	47% (70%)

(8) 地区行事等の参加			
[総数=298人・女性=150人・男性=148人]			
	総数	女性	男性
1 夫	13% (15%)	6% (13%)	20% (16%)
2 妻	19% (19%)	23% (22%)	15% (14%)
3 夫婦	24% (21%)	21% (21%)	26% (21%)
4 家族全員	10% (10%)	10% (8%)	10% (14%)
5 その他の人	5% (3%)	7% (2%)	4% (4%)
6 該当なし・無回答	29% (32%)	33% (33%)	25% (31%)

問3 あなたは今の社会で、次のような各分野で男性と女性は平等になっていると思いますか。

(1) 職場 [総数=298人・女性=150人・男性=148人]			
	総数	女性	男性
1 男性の方が非常に優遇されている	11% (12%)	13% (15%)	8% (7%)
2 どちらかといえば男性の方が優遇されている	39% (59%)	38% (58%)	40% (61%)
3 平等	28% (12%)	27% (9%)	30% (18%)
4 どちらかといえば女性の方が優遇されている	8% (4%)	3% (3%)	13% (5%)
5 女性の方が非常に優遇されている	1% (0%)	0% (0%)	2% (1%)
6 わからない	9% (10%)	11% (13%)	6% (6%)
7 無回答	4% (2%)	8% (2%)	1% (3%)

(2) 家庭生活 [総数=298人・女性=150人・男性=148人]			
	総数	女性	男性
1 男性の方が非常に優遇されている	9% (11%)	14% (15%)	4% (5%)
2 どちらかといえば男性の方が優遇されている	39% (52%)	45% (53%)	32% (51%)
3 平等	37% (24%)	27% (20%)	46% (32%)
4 どちらかといえば女性の方が優遇されている	2% (4%)	0% (4%)	5% (4%)
5 女性の方が非常に優遇されている	1% (0%)	0% (0%)	2% (1%)
6 わからない	8% (6%)	7% (7%)	10% (4%)
7 無回答	4% (1%)	7% (1%)	1% (2%)

(3) 学校教育の場 [総数=298人・女性=150人・男性=148人]			
	総数	女性	男性
1 男性の方が非常に優遇されている	2% (1%)	3% (2%)	0% (0%)
2 どちらかといえば男性の方が優遇されている	11% (18%)	17% (20%)	5% (13%)
3 平等	63% (50%)	56% (44%)	69% (62%)
4 どちらかといえば女性の方が優遇されている	4% (3%)	2% (2%)	7% (4%)
5 女性の方が非常に優遇されている	0% (0%)	0% (0%)	0% (0%)
6 わからない	14% (24%)	11% (28%)	18% (17%)
7 無回答	6% (3%)	11% (3%)	1% (4%)

(4) 政治の場 [総数=298人・女性=150人・男性=148人]			
	総数	女性	男性
1 男性の方が非常に優遇されている	23% (29%)	28% (32%)	17% (24%)
2 どちらかといえば男性の方が優遇されている	40% (43%)	44% (41%)	36% (46%)
3 平等	17% (15%)	7% (10%)	27% (22%)
4 どちらかといえば女性の方が優遇されている	1% (1%)	2% (1%)	1% (1%)
5 女性の方が非常に優遇されている	0% (0%)	0% (0%)	1% (0%)
6 わからない	14% (12%)	11% (16%)	16% (6%)
7 無回答	5% (0%)	8% (0%)	2% (1%)

(5) 法律や制度の上 [総数=298人・女性=150人・男性=148人]			
	総数	女性	男性
1 男性の方が非常に優遇されている	9% (10%)	14% (13%)	3% (5%)
2 どちらかといえば男性の方が優遇されている	24% (34%)	29% (34%)	20% (34%)
3 平等	35% (29%)	25% (23%)	46% (40%)
4 どちらかといえば女性の方が優遇されている	9% (6%)	7% (5%)	11% (8%)
5 女性の方が非常に優遇されている	1% (0%)	1% (0%)	1% (0%)
6 わからない	17% (18%)	17% (23%)	17% (11%)
7 無回答	5% (2%)	7% (2%)	2% (3%)

(6) 社会通念、慣習、しきたりなど

	総数	女性	男性
1 男性の方が非常に優遇されている	21% (21%)	28% (25%)	14% (14%)
2 どちらかといえば男性の方が優遇されている	52% (56%)	47% (51%)	57% (65%)
3 平等	10% (9%)	6% (9%)	15% (10%)
4 どちらかといえば女性の方が優遇されている	1% (3%)	1% (2%)	1% (4%)
5 女性の方が非常に優遇されている	1% (0%)	0% (0%)	1% (0%)
6 わからない	11% (7%)	12% (9%)	10% (4%)
7 無回答	4% (3%)	6% (4%)	2% (3%)

(7) 社会全体

	総数	女性	男性
1 男性の方が非常に優遇されている	11% (9%)	15% (10%)	5% (6%)
2 どちらかといえば男性の方が優遇されている	49% (67%)	49% (67%)	50% (67%)
3 平等	19% (13%)	11% (10%)	27% (18%)
4 どちらかといえば女性の方が優遇されている	4% (4%)	5% (3%)	3% (6%)
5 女性の方が非常に優遇されている	1% (0%)	0% (0%)	2% (0%)
6 わからない	12% (5%)	13% (7%)	11% (3%)
7 無回答	4% (2%)	7% (3%)	2% (1%)

問4 多くの学校では、「男子と女子に分け、常に男子が先」という男女別名簿が使われていますが、この名簿を習慣的に使うと男性優位の意識を子供達に植え付けるので見直そうという動きが広がっています。男女平等教育を進めるため、男女を性別で分けない「男女混合名簿」の使用についてあなたはどうお考えですか。1つに○をしてください。

	総数	女性	男性
1 賛成	20% (31%)	21% (28%)	18% (35%)
2 どちらかといえば賛成	18% (20%)	22% (20%)	14% (21%)
3 どちらかといえば反対	17% (20%)	19% (19%)	16% (21%)
4 反対	18% (7%)	11% (6%)	24% (8%)
5 わからない	26% (20%)	25% (25%)	27% (13%)
6 無回答	1% (2%)	2% (2%)	1% (2%)

問5 あなたが、今後、社会のあらゆる分野でもっと平等になるために、重要と思うことは何ですか。3つに○をしてください。

	総数	女性	男性
1 法律や制度の上での見直しを行い、男女差別につながるものを改めること	46% (48%)	43% (44%)	49% (54%)
2 女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること	52% (57%)	56% (57%)	49% (57%)
3 女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に力の向上を図ること	44% (46%)	49% (48%)	39% (42%)
4 女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること	50% (44%)	53% (48%)	47% (36%)
5 政府や企業などの重要な役割に一定の割合で女性を登用する制度を採用・充実すること	26% (24%)	26% (21%)	26% (30%)
6 子どもときからの男女平等教育	36% (43%)	31% (39%)	41% (49%)
7 その他(具体的に)	4% (2%)	2% (2%)	6% (3%)
8 わからない	8% (6%)	7% (9%)	10% (2%)

2 職業について

問6 現在職業をおもちの方にお伺いします。職業をもっている主な理由は何ですか。2つに○をしてください。

	総数	女性	男性
1 自分の能力、技術、資格を生かしたいから	22% (18%)	26% (20%)	18% (14%)
2 時間的に余裕があるから	3% (1%)	3% (2%)	3% (0%)
3 仕事をするのが好きだから	10% (6%)	15% (5%)	5% (7%)
4 自分で自由に使えるお金を得るため	13% (14%)	15% (15%)	10% (13%)
5 生計を維持するため	76% (48%)	62% (38%)	89% (64%)
6 ローンなどの借金返済のため	14% (10%)	8% (6%)	21% (16%)
7 将来に備えて貯蓄するため	14% (10%)	12% (11%)	17% (9%)
8 家業だから	2% (7%)	3% (8%)	0% (6%)
9 教育資金を得るため	5% (5%)	5% (5%)	5% (5%)
10 生きがいを得るため	19% (11%)	19% (11%)	20% (13%)
11 その他(具体的に)	3% (2%)	2% (2%)	3% (3%)

問7 現在職業をおもちの方にお伺いします。あなたの今の職場で、女性は働きやすい状況にあると思いますか。1つに○をしてください。

	総数	女性	男性
1 働きやすい状況にあると思う	65% (39%)	55% (36%)	74% (43%)
2 働きやすい状況にあるとは思わない	16% (22%)	21% (19%)	9% (28%)
3 わからない	11% (7%)	8% (7%)	16% (6%)
4 該当なし・無回答	8% (32%)	16% (38%)	1% (23%)

問8 問7で2番を選んだ方にお伺いします。女性が働きにくい状況にあると思う理由は具体的にどのようなことですか。該当するものすべてに○をしてください。

	総数	女性	男性
1 賃金に男女格差がある	41% (45%)	41% (51%)	43% (39%)
2 昇進、昇格などに男女格差がある	46% (35%)	38% (41%)	64% (30%)
3 能力を正當に評価しない	37% (42%)	34% (51%)	43% (32%)
4 補助的な仕事しかやらせてもらえない	20% (24%)	13% (18%)	36% (30%)
5 結婚したり子どもが生まれたりすると勤め続けにくい雰囲気がある	46% (52%)	56% (59%)	21% (43%)
6 女性は定年まで勤め続けにくい雰囲気がある	39% (27%)	44% (31%)	29% (23%)
7 教育、訓練を受ける機会が少ない	35% (20%)	28% (31%)	50% (9%)
8 その他(具体的に)	17% (17%)	16% (10%)	21% (25%)

問9 女性が職業を持つことについて、あなたはどのように思いますか。1つに○をしてください。

	総数	女性	男性
1 職業は一生続ける方が良い	43% (40%)	43% (40%)	43% (40%)
2 結婚するまでは職業を持つ方が良い	2% (3%)	2% (3%)	1% (3%)
3 子どもができるまでは職業を持つ方が良い	4% (7%)	3% (6%)	6% (10%)
4 子どもができたならやめ、子供が大きくなったら再就職をした方が良い	27% (35%)	27% (34%)	26% (37%)
5 職業を持たない方が良い	0% (1%)	0% (1%)	1% (3%)
6 その他(具体的に)	21% (8%)	20% (10%)	22% (5%)
7 無回答	3% (5%)	5% (7%)	1% (3%)

問10 現在職業に就いていない方にお伺いします。その主な理由は何ですか。2つに○をしてください。

	総数	女性	男性
1 経済的に働く必要がないから	22% (7%)	21% (6%)	33% (9%)
2 職業をもたない方が自分のやりたいことができるから	15% (6%)	17% (4%)	0% (14%)
3 家にいるのが当然だから	11% (2%)	8% (3%)	33% (0%)
4 家事の負担が大きいため	7% (13%)	8% (15%)	0% (6%)
5 育児の負担が大きいため	15% (13%)	17% (15%)	0% (6%)
6 健康や体力に自信がないから	11% (24%)	8% (24%)	33% (23%)
7 希望どおりの仕事を得られないから	19% (28%)	17% (27%)	33% (34%)
8 配偶者や子供など家族が望まないから	4% (7%)	4% (9%)	0% (0%)
9 親や病気の家族の世話をするため	0% (7%)	0% (6%)	0% (9%)
10 現在、学校に通っているから	0% (5%)	0% (3%)	0% (11%)
11 高齢だから・定年退職したから	56% (30%)	58% (22%)	33% (54%)
12 働くことにむいていないから	0% (2%)	0% (3%)	0% (0%)
13 働くことが好きでないから	0% (1%)	0% (1%)	0% (3%)
14 その他(具体的に)	11% (9%)	13% (10%)	0% (9%)

3 社会参加について

問11 あなたは今、町内会やボランティア、その他の社会活動に参加していますか。

	総数	女性	男性
1 参加している	60% (42%)	58% (39%)	61% (47%)
2 参加していない	39% (55%)	41% (59%)	37% (49%)
3 無回答	1% (3%)	1% (2%)	2% (4%)

問12 問11で1を選んだ方にお伺いします。あなたは今、どのような社会活動をしていますか。該当するものすべてに○をしてください。

	総数	女性	男性
[総数=177人・女性=87人・男性=90人]			
1 町内会、婦人会などの地域活動	57% (62%)	59% (63%)	56% (60%)
2 P T A活動	33% (23%)	37% (25%)	30% (20%)
3 スポーツ・教養・趣味などのサークル活動	46% (34%)	39% (33%)	52% (36%)
4 民生委員などの公的な委員活動	3% (6%)	5% (2%)	1% (11%)
5 消費生活や環境保全などの活動	3% (2%)	2% (3%)	3% (0%)
6 ボランティアなどの社会福祉活動	21% (16%)	29% (15%)	14% (19%)
7 青少年健全育成活動	7% (5%)	6% (3%)	9% (7%)
8 国際交流活動	4% (1%)	8% (2%)	0% (0%)
9 宗教団体の活動	1% (5%)	0% (5%)	2% (4%)
10 政党・労働組合等の活動	3% (5%)	2% (3%)	3% (7%)
11 その他	11% (6%)	7% (3%)	14% (11%)

問13 町内会やP T Aなどの役職、議員や審議会委員など、方針決定の過程に女性の参画が少ない理由は何だと思いますか。2つに○をしてください。

	総数	女性	男性
[総数=298人・女性=150人・男性=148人]			
1 家庭、職場、地域における性別による役割分担や性差別の意識がある	26% (21%)	25% (21%)	26% (23%)
2 女性の参画を積極的に進めようとして意識している人が少ない	32% (28%)	35% (25%)	28% (33%)
3 家族の支援・協力が得られない	19% (25%)	21% (25%)	18% (26%)
4 女性の能力開発の機会が不十分	14% (9%)	13% (10%)	14% (8%)
5 女性の活動を支援するネットワークがない	8% (11%)	7% (13%)	9% (8%)
6 女性側の関心や積極性が十分でない	46% (36%)	43% (33%)	48% (41%)
7 男性になるほうがいい(なるものだ)と思っている人が多い	33% (39%)	39% (41%)	28% (36%)
8 その他(具体的に)	6% (3%)	3% (4%)	9% (2%)

問14 男性も女性も、もっと社会活動に参加できるようにするために、どのようなことが必要だと思いますか。2つに○をしてください。

	総数	女性	男性
[総数=298人・女性=150人・男性=148人]			
1 家族の理解と協力	44% (47%)	53% (46%)	36% (50%)
2 社会活動に関心と意欲を持つこと	51% (47%)	52% (50%)	51% (42%)
3 自分の自由時間を増やすこと	10% (10%)	5% (9%)	16% (11%)
4 社会活動のための施設や設備を整えること	9% (18%)	11% (18%)	7% (18%)
5 隣近所の理解と協力	5% (6%)	5% (7%)	5% (6%)
6 育児・介護等の支援制度を整えること	27% (25%)	28% (26%)	26% (22%)
7 職場の理解と協力	23% (19%)	21% (17%)	26% (23%)
8 仕事中心の生き方、考え方を改めること	21% (16%)	18% (15%)	24% (18%)
9 その他(具体的に)	3% (1%)	1% (2%)	5% (0%)

4 家庭生活について

問15 次のうち、あなたのご意見に近いものはどれでしょうか。

(1) 結婚は個人の自由であるから、人は結婚してもしなくてもどちらでも良い

	総数	女性	男性
[総数=298人・女性=150人・男性=148人]			
1 そう思う	46% (32%)	48% (37%)	45% (24%)
2 どちらかといえばそう思う	18% (30%)	21% (30%)	15% (31%)
3 どちらかといえばそうは思わない	16% (18%)	15% (16%)	16% (21%)
4 そうは思わない	15% (9%)	11% (6%)	20% (13%)
5 わからない	4% (9%)	5% (10%)	3% (8%)
6 無回答	1% (2%)	0% (2%)	1% (2%)

(2) 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである

	総数	女性	男性
[総数=298人・女性=150人・男性=148人]			
1 そう思う	4% (6%)	3% (6%)	5% (6%)
2 どちらかといえばそう思う	15% (31%)	15% (25%)	15% (42%)
3 どちらかといえばそうは思わない	19% (30%)	19% (33%)	19% (23%)
4 そうは思わない	54% (20%)	57% (20%)	51% (19%)
5 わからない	7% (10%)	5% (12%)	9% (8%)
6 無回答	1% (3%)	1% (3%)	1% (3%)

(3) 女性は結婚したら、自分自身のことより夫や子供など、家族を中心に考えて生活した方が良い [総数=298人・女性=150人・男性=148人]			
	総数	女性	男性
1 そう思う	8% (9%)	9% (8%)	7% (9%)
2 どちらかといえばそう思う	26% (31%)	27% (29%)	24% (34%)
3 どちらかといえばそうは思わない	17% (30%)	19% (31%)	16% (28%)
4 そうは思わない	40% (19%)	38% (21%)	43% (16%)
5 わからない	7% (8%)	4% (7%)	9% (9%)
6 無回答	2% (4%)	3% (4%)	1% (4%)
(4) 結婚しても必ずしも子供を持つ必要はない [総数=298人・女性=150人・男性=148人]			
	総数	女性	男性
1 そう思う	21% (12%)	19% (13%)	24% (11%)
2 どちらかといえばそう思う	13% (15%)	16% (17%)	10% (12%)
3 どちらかといえばそうは思わない	21% (30%)	21% (27%)	20% (36%)
4 そうは思わない	34% (22%)	32% (20%)	36% (27%)
5 わからない	10% (15%)	12% (18%)	9% (11%)
6 無回答	1% (5%)	0% (5%)	1% (4%)
(5) 女性は仕事を持つのはよいが、家事、育児もきちんとすべきである [総数=298人・女性=150人・男性=148人]			
	総数	女性	男性
1 そう思う	21% (26%)	26% (27%)	15% (24%)
2 どちらかといえばそう思う	39% (35%)	36% (30%)	42% (43%)
3 どちらかといえばそうは思わない	15% (19%)	17% (20%)	14% (16%)
4 そうは思わない	15% (8%)	15% (10%)	16% (5%)
5 わからない	8% (8%)	5% (9%)	11% (8%)
6 無回答	2% (4%)	1% (4%)	2% (4%)
(6) 結婚しても、相手に満足できないときは離婚すればよい [総数=298人・女性=150人・男性=148人]			
	総数	女性	男性
1 そう思う	18% (16%)	14% (15%)	23% (18%)
2 どちらかといえばそう思う	19% (28%)	21% (30%)	16% (25%)
3 どちらかといえばそうは思わない	19% (26%)	17% (25%)	20% (27%)
4 そうは思わない	23% (11%)	22% (10%)	24% (13%)
5 わからない	18% (17%)	22% (18%)	15% (16%)
6 無回答	3% (2%)	4% (2%)	2% (2%)
(7) 一般に、今の社会では、離婚すると女性のほうが不利である [総数=298人・女性=150人・男性=148人]			
	総数	女性	男性
1 そう思う	25% (19%)	29% (24%)	20% (12%)
2 どちらかといえばそう思う	28% (22%)	29% (23%)	28% (21%)
3 どちらかといえばそうは思わない	14% (12%)	16% (9%)	12% (17%)
4 そうは思わない	18% (8%)	13% (8%)	23% (9%)
5 わからない	14% (28%)	12% (27%)	16% (30%)
6 無回答	1% (10%)	1% (10%)	1% (11%)
(8) 希望すれば、夫婦がそれぞれの婚姻前の名字(姓)を名乗れるよう、法律を整備した方が良い [総数=298人・女性=150人・男性=148人]			
	総数	女性	男性
1 そう思う	15% (20%)	14% (21%)	16% (20%)
2 どちらかといえばそう思う	13% (20%)	13% (22%)	14% (18%)
3 どちらかといえばそうは思わない	17% (18%)	17% (14%)	16% (26%)
4 そうは思わない	26% (20%)	24% (16%)	29% (25%)
5 わからない	27% (17%)	29% (22%)	24% (8%)
6 無回答	2% (5%)	3% (5%)	1% (4%)
(9) 希望すれば、夫婦別姓を選択できるように法律が変わった場合、夫婦でそれぞれの婚姻前の名字(姓)を名乗ることを希望しますか [総数=298人・女性=150人・男性=148人]			
	総数	女性	男性
1 そう思う	8% (10%)	9% (11%)	7% (8%)
2 どちらかといえばそう思う	5% (10%)	7% (11%)	3% (9%)
3 どちらかといえばそうは思わない	12% (27%)	9% (25%)	14% (30%)
4 そうは思わない	49% (36%)	44% (33%)	55% (40%)
5 わからない	24% (12%)	29% (15%)	19% (9%)
6 無回答	2% (5%)	2% (5%)	2% (4%)

問16 近年、晩婚化が進んでいると言われていますが、その理由についてあなたはどのようにお考えですか。あなたの考えに近いものを3つまで選んで○をしてください。

[総数=298人・女性=150人・男性=148人]		総数	女性	男性
1	独身生活のほうが自由である	57% (52%)	50% (54%)	64% (49%)
2	結婚しないことに対する世間のこだわりが少なくなった	42% (38%)	45% (38%)	39% (37%)
3	仕事のためには、独身のほうが都合がよい	19% (18%)	23% (18%)	16% (18%)
4	仕事を持つ女性が増えて、女性の経済力が向上した	55% (65%)	53% (66%)	57% (64%)
5	家事、育児に対する負担感、拘束感が大きい	29% (30%)	31% (32%)	26% (26%)
6	相手に高望みをしている	19% (16%)	19% (14%)	20% (19%)
7	社会慣行としての見合いが減少した	4% (6%)	7% (5%)	1% (8%)
8	男女の交際の機会が少ない	14% (17%)	13% (16%)	15% (20%)
9	親離れが出来ていない	19% (14%)	19% (13%)	18% (16%)
10	子供の数が少なくなり、跡継ぎの問題が結婚相手の範囲を狭めている	11% (20%)	12% (20%)	9% (19%)
11	その他 (具体的に)	5% (2%)	5% (2%)	5% (3%)

問17 最近、出生数が少なくなっていますが、あなたはその理由は何だと思えますか。次の中からいくつでも選んで○をしてください。

[総数=298人・女性=150人・男性=148人]		総数	女性	男性
1	子供の教育にお金がかかるから	52% (57%)	52% (56%)	51% (60%)
2	育児の心理的、肉体的負担のため	29% (39%)	31% (41%)	27% (35%)
3	家が狭いから	3% (5%)	4% (5%)	3% (5%)
4	経済的に余裕がないから	56% (56%)	53% (53%)	59% (62%)
5	仕事をしながら子育てをするのが困難だから	49% (56%)	59% (58%)	39% (52%)
6	自分の趣味やレジャーと両立しないから	10% (10%)	11% (8%)	9% (11%)
7	結婚年齢が上がっているから	42% (34%)	45% (35%)	39% (31%)
8	結婚する人が少ないから	30% (25%)	29% (25%)	31% (26%)
9	結婚しないで子供を持つことに対して、抵抗感が強いから	5% (5%)	5% (7%)	5% (4%)
10	子どもが成長するころの将来に不安が大きいから	14% (19%)	15% (17%)	12% (21%)
11	子供が欲しくないから	16% (10%)	11% (8%)	20% (13%)
12	その他 (具体的に)	5% (3%)	7% (4%)	3% (1%)

問18 今後の高齢社会を迎えるにあたって、高齢者などの介護は、家庭と社会のどちらで実際に行うべきだと思いますか。1つに○をしてください。

[総数=298人・女性=150人・男性=148人]		総数	女性	男性
1	介護施設や介護サービスなどの供給によって、原則として社会で行うべきである	26% (27%)	22% (32%)	29% (19%)
2	原則として家庭で行い、必要に応じて介護施設や介護サービスなどを社会が供給するべきである	69% (66%)	72% (61%)	67% (75%)
3	もっぱら家庭で行うべきであり、社会が介護施設や介護サービス等を供給する必要はない	1% (0%)	2% (0%)	0% (1%)
4	その他 (具体的に)	2% (2%)	3% (2%)	2% (2%)
5	無回答	2% (4%)	1% (5%)	2% (3%)

問19 あなたは、高齢者の介護をする場合に、家庭内での分担について、どのようにお考えですか。1つに○をしてください。

[総数=298人・女性=150人・男性=148人]		総数	女性	男性
1	主として女性が受け持つ方がよい	6% (5%)	3% (3%)	8% (9%)
2	男女が共同して分担するのがよい	88% (89%)	92% (90%)	85% (86%)
3	主として男性が受け持つのがよい	0% (1%)	0% (1%)	0% (1%)
4	その他 (具体的に)	4% (2%)	2% (2%)	6% (2%)
5	無回答	2% (3%)	3% (4%)	1% (3%)

5 女性の人権について

問20 あなたが、女性の人権が尊重されていないと感じるのは、どのようなことについてでしょうか。次の中からいくつでも選んで○をしてください。

	総数	女性	男性
[総数=298人・女性=150人・男性=148人]			
1 売春・買春	24% (29%)	30% (32%)	18% (24%)
2 女性の働く風俗営業	16% (24%)	20% (27%)	11% (18%)
3 家庭内での夫から妻への暴力(酒に酔って殴るなど)	36% (48%)	43% (51%)	28% (42%)
4 職場におけるセクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)	39% (38%)	49% (40%)	28% (35%)
5 職場での昇進や配置などの不公平感	38% (48%)	41% (45%)	34% (52%)
6 女性のヌード写真などを掲載した雑誌	10% (19%)	15% (19%)	6% (19%)
7 女性の体の一部や媚びたポーズ、視線を内容に関係なく使用した広告など	11% (17%)	14% (18%)	9% (16%)
8 女性の容貌を競うミス・コンテスト	7% (9%)	7% (10%)	7% (8%)
9 「令夫人」「婦人」「未亡人」のように女性にだけ用いられる言葉	9% (11%)	10% (11%)	7% (12%)
10 その他(具体的に)	5% (3%)	3% (3%)	7% (4%)

問21 最近、夫婦の一方が他方から継続的に身体的・精神的な暴力を受けるという夫婦間暴力が問題となっていますが、あなたはこの夫婦間暴力について身近で見聞きしたことがありますか。該当するものすべてに○をしてください。

	総数	女性	男性
[総数=298人・女性=150人・男性=148人]			
1 夫婦間暴力について、身近な人から相談を受けたことがある	6% (7%)	8% (8%)	4% (5%)
2 身近に夫婦間暴力を受けた当事者がいる	14% (12%)	21% (14%)	7% (8%)
3 身近に当事者はいないが、夫婦間暴力についてうわさを聞いたことがある	22% (22%)	22% (20%)	22% (26%)
4 夫婦間暴力がテレビや新聞などで問題になっていることを知っている	60% (72%)	65% (74%)	56% (70%)
5 夫婦間暴力について見聞きしたことはない	14% (10%)	8% (9%)	21% (13%)
6 その他(具体的に)	1% (0%)	1% (0%)	1% (0%)
7 わからない	7% (7%)	7% (6%)	8% (8%)

問22 メディアにおける性に関する表現について、あなたはどのようにお考えですか。3つまで○をしてください。

	総数	女性	男性
[総数=298人・女性=150人・男性=148人]			
1 女性の性的側面を過度に強調するなど、行き過ぎた表現が目立つ	33% (46%)	31% (46%)	34% (48%)
2 社会全体の性に関する道徳観・倫理観が損なわれている	53% (59%)	56% (62%)	50% (55%)
3 女性に対する犯罪を助長するおそれがある	28% (29%)	29% (26%)	28% (35%)
4 そのような表現を望まない人や子どもの目に触れないような配慮が足りない	52% (59%)	53% (61%)	52% (55%)
5 女性のイメージや男性のイメージについて偏った表現をしている	22% (20%)	25% (19%)	18% (23%)
6 特に問題はない	10% (8%)	10% (6%)	11% (11%)
7 その他(具体的に)	2% (1%)	1% (1%)	3% (1%)

6 男女共同参画社会について

問23 男性と女性が、家庭、職場、地域社会、政治の場などあらゆる分野に、共同で平等に参画する社会を実現するためには、県や市町村行政は、今後どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。主なものを3つまで選んで○をしてください。

	総数	女性	男性
[総数=298人・女性=150人・男性=148人]			
1 男女平等を目指した制度の制定や見直し	24% (31%)	21% (28%)	26% (36%)
2 政策決定の場への女性の積極的な登用	23% (30%)	22% (26%)	24% (35%)
3 各種団体の女性リーダーの養成	18% (15%)	15% (14%)	22% (17%)
4 職場における男女の平等な取扱いの周知徹底	22% (27%)	24% (21%)	20% (37%)
5 女性の就労機会の確保、女性の職業教育や職業訓練の充実	34% (34%)	39% (34%)	28% (34%)
6 保育施設やサービスの充実	48% (48%)	48% (55%)	47% (36%)
7 高齢者や病人の施設や介護サービスの充実	29% (39%)	33% (43%)	24% (33%)
8 学校教育や社会教育・生涯学習の場での男女平等や相互理解についての学習の充実	23% (22%)	23% (17%)	24% (30%)
9 女性の生き方に関する情報提供や交流の場となる拠点施設の整備	13% (9%)	17% (11%)	9% (6%)
10 各国の女性との交流や情報提供などの国際交流の推進	4% (6%)	7% (5%)	1% (7%)
11 広報誌やパンフレットなどによる男女平等や相互理解についてのPR	2% (6%)	3% (5%)	1% (8%)
12 その他(具体的に)	4% (2%)	2% (1%)	6% (3%)

釜石市男女共同参画推進協議会委員名簿（平成20年12月現在）

区 分	氏 名	所 属
会 長	澤 田 龍 明	釜石ガス
副会長	清 水 静 枝	いわて翼の会
委 員	岩 切 久 仁	21男女共同参画推進の会
委 員	太 田 フジ江	いわて男女共同参画サポーターの会
委 員	菊 池 亮	釜石市社会福祉協議会
委 員	清 原 美 夏	歯科医師
委 員	佐々木 晴 美	双葉学童育成クラブ
委 員	佐 藤 みゆき	市地域福祉課婦人相談員
委 員	平 野 嘉 隆	釜石青年会議所

釜石市男女共同参画推進会議委員名簿（平成20年12月現在）

区 分	職 名	氏 名
会 長	総務企画部長	山 崎 秀 樹
委 員	市民環境部長	岩 鼻 弘
委 員	健康福祉部長	野 田 喜 一
委 員	経済部長	上 村 俊 一
委 員	建設部長	岩 間 正 行
委 員	教育委員会教育次長	佐々木 論
委 員	総合政策課長	阿 部 毅
委 員	総務課長	小 林 俊 輔
副会長	少子化対策・男女共同参画推進室長	生 田 久美子

釜石市男女共同参画推進会議小委員会委員名簿（平成20年12月現在）

所 属	職 名	氏 名
総合政策課	主任	小 林 剛
総務課	職員係長	中 村 達 也
市民課	課長補佐	佐々木 浩 子
環境生活課	主査	藤 井 圭 一
健康推進課	健康安心係長	白 澤 涉
地域福祉課	主任保健師	千 葉 由利子
高齢介護福祉課	主査	菊 地 美 幸
産業政策課	主任	佐 藤 優 子
農林課	農政係長	和 賀 利 典
水産課	主査	正 木 浩 二
都市計画課	主任	堀 切 梨香子
建設課	主査	山 崎 勝
総務学事課	主任	石 黒 めぐみ
生涯学習スポーツ課	主査	小田島 史 恵
(事務局) 少子化対策・男女共同参画推進室	係長	千 葉 裕美子
(事務局) 少子化対策・男女共同参画推進室	主任	中 平 貴 之

釜石市男女共同参画推進プラン（案）

釜石市 少子化対策・男女共同参画推進室

〒026-0024 岩手県釜石市大町 3-8-3 青葉ビル
TEL/FAX 0193-22-6002

平成 21 年 1 月